

平成17(2005)年版

# 広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

## 年次報告に当たって

広島県では、平成13(2001)年12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成15(2003)年2月には、この条例に基づき、県が取り組むべき施策を明らかにした「広島県男女共同参画基本計画」を策定し、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」の三つの視点から、様々な分野で積極的な施策展開を図っています。

特に、昨年度は、次世代育成支援のための県の行動計画「未来に輝くこども夢プラン」を策定したところであり、今後とも、男女が協力して子育てを行うことができる環境づくりを進めるなど、「みんなで支え合う子育て支援社会」の実現に取り組むこととしています。

本書は、こうした広島県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を、条例に基づく年次報告として取りまとめたものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現に向けて、県民や事業者の皆様と一体となった取組が、さらに進展することを願っています。

平成17(2005)年7月

広島県知事 藤田 雄山

## 本書の趣旨

本書は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号）第12条に基づく年次報告として作成しています。

### 構成

本書は、第1部から第4部、及び資料編から構成されており、第1部から第3部については、広島県男女共同参画基本計画（平成15（2003）年2月策定）の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第1部 広島県の男女共同参画の現状

第2部 平成16（2004）年度に県が講じた主な施策

第3部 平成17（2005）年度に県が講じようとする施策

第4部 市町の取組

資料編

### 平成17（2005）年版の概要

第1部 広島県の男女共同参画の現状

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

コメント欄の  の部分には、データの特徴を記載しており、

☺印を付けているグラフや表については、データを更新しています。

第2部 平成16（2004）年度に県が講じた主な施策

広島県男女共同参画基本計画では、具体的施策の推進期間を平成15（2003）年度～平成17（2005）年度と定めています。

第2部では、推進期間の中間年である平成16（2004）年度に県が講じた施策のうち、主なものについての実施状況を取りまとめています。

なお、本文中の ☺印を付した用語については、 の部分で、解説しています。

## 1 男女共同参画行政の総合的推進

県の推進体制や関係機関及び市町村との連携のほか、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う「地域男女共同参画推進事業」について記載しています。

## 2 男女共同参画施策の実施状況

広島県男女共同参画基本計画において重点的に実施することとしている4項目については、次のとおり **重点項目名** として記載しています。

**男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備**

男女雇用機会均等セミナーの開催状況等を記載しています。

**男女が共に子育てや介護をしながら安心して働き続けることができる環境の整備**

次世代育成支援のための県行動計画「未来に輝くこども夢プラン」(平成17(2005)3月策定)について記載しているほか、ファミリー・フレンドリー企業やファミリー・サポート・センターなど、男女共同参画を推進している事業者等の取組を紹介しています。

**男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援**

地域の子育て支援体制の整備等を記載しています。

**配偶者からの暴力をはじめとする男女間の暴力の防止に向けた取組の推進**

配偶者からの暴力や児童虐待など子どもや家庭に関する問題への総合的な対応を行う「こども家庭センター」(平成17(2005)年7月開所)の整備等を記載しています。

## 3 行動目標フォローアップ一覧

広島県男女共同参画基本計画において目標値を設定している指標について、平成16(2004)年度の現況値を掲載しています。

## 第3部 平成17(2005)年度に県が講じようとする施策

平成17(2005)年度に県が講じようとする施策について、事業概要、予算額及び担当部局等を掲載しています。

## 第4部 市町の取組

市町における条例制定や基本計画策定の状況、女性の参画状況等を掲載しています。

# 広島県の男女共同参画行政の枠組み

## 広島県男女共同参画推進条例 (平成13年広島県条例第42号)

<平成13(2001)年12月21日公布,平成14(2002)年4月1日施行>

### 【条例の基本理念】 ~ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ~

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 61~63ページ参照

## 具体化

## 広島県男女共同参画基本計画 <平成15(2003)年2月策定>

### 【計画の目標年次等】

- 目標年次 平成22(2010)年度
- 具体的施策の推進期間 平成15(2003)~17(2005)年度の3年間

### 【基本的な3つの視点と重点項目】

#### 環境づくり ~ しっかりとした環境を創る ~

- 男女が共に個性と能力を發揮し,いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に子育てや介護をしながら安心して働き続けることができる環境の整備

#### 人づくり ~ 実践する人を創る ~

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

#### 安心づくり ~ 安心して暮らすことができる社会を創る ~

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間の暴力の防止に向けた取組の推進

## 総合的推進

### 広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関  
委員: 15人

[機能] 知事の諮問に応じ,広島県男女共同参画基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 64~65ページ参照

### 広島県男女共同参画推進本部

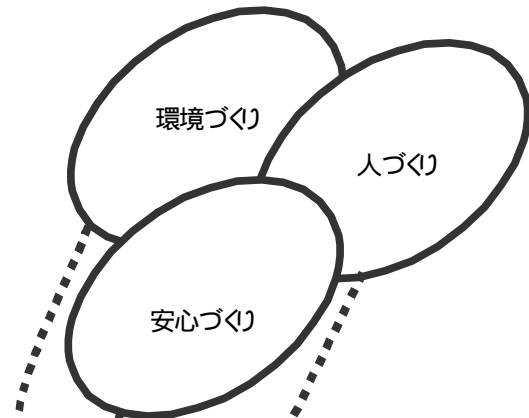
[組織] 全庁的な推進体制  
本部長 : 知事  
副本部長 : 副知事  
本部員 : 各部局長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 68~69ページ参照

# 広島県男女共同参画基本計画の施策の体系

## 基本的な視点



男性を応援する  
女性を応援する  
ともに応援する

男女が互いに尊重し合い  
支え合う参画社会づくりを  
推進します。

## 基本となる施策の方向

環境づくり

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

# 目 次

## 第1部 広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状	1
【環境づくり】	1
【人づくり】	9
【安心づくり】	13
2 県の男女共同参画に関する指標	16

## 第2部 平成16(2004)年度に県が講じた主な施策

1 男女共同参画行政の総合的推進	19
(1) 県の男女共同参画行政の推進	19
(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」との連携	20
(3) 市町村等との連携強化・取組支援	21
2 男女共同参画施策の実施状況	23
【環境づくり】	23
1 働く場における男女共同参画の推進	23
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	31
【人づくり】	32
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	32
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	33
3 家庭における男女共同参画の推進	34
【安心づくり】	35
1 生涯を通じた健康と自立の支援	35
2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進	36
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進	39
3 行動目標フォローアップ一覧	40

### 第3部 平成17(2005)年度に県が講じようとする施策

【環境づくり】	43
1 働く場における男女共同参画の推進	43
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	45
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	46
【人づくり】	47
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	47
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	48
3 家庭における男女共同参画の推進	49
【安心づくり】	49
1 生涯を通じた健康と自立の支援	49
2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進	51
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進	53

### 第4部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	55
2 市町村における女性の参画状況の推移	56
3 市町議会における女性議員の状況	57
4 市町における審議会等への女性の参画状況	58
5 市町における女性職員の管理職(課長相当職以上)への登用状況	59
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	60

### 資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	61
2 広島県男女共同参画審議会規則	64
3 広島県男女共同参画審議会委員	65
4 広島県男女共同参画基本計画(施策の体系)	66
5 広島県男女共同参画推進本部設置要綱	68
6 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	70
7 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要	72
8 男女共同参画に関する国内外の動き	74



# 第 1 部

## 広島県の男女共同参画の現状

# 1 データから見た県の男女共同参画の現状

## 環境づくり

### 労働

#### 1 雇用形態別に見た雇用者数

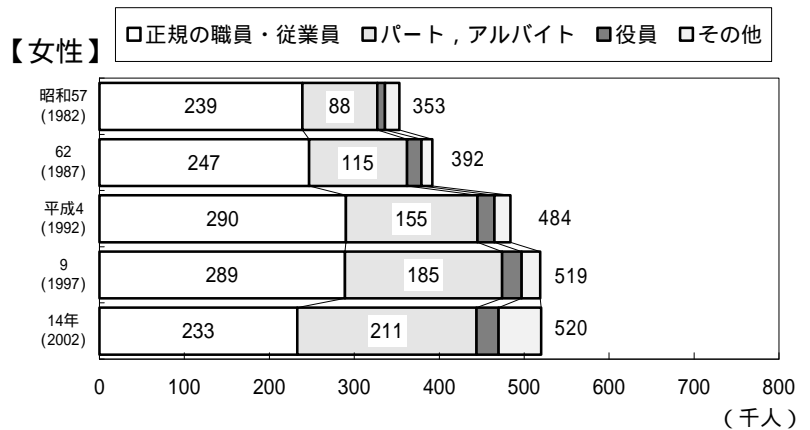
雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性 44.9% , 男性 76.9%

平成 14 ( 2002 ) 年の女性雇用者数は 520 千人で、男女雇用機会均等法 ( 23 ページ参照 ) 施行 ( 昭和 61 ( 1986 ) 年 ) 前の昭和 57 ( 1982 ) 年と比較すると、167 千人 ( 47.3% ) 増加しています。

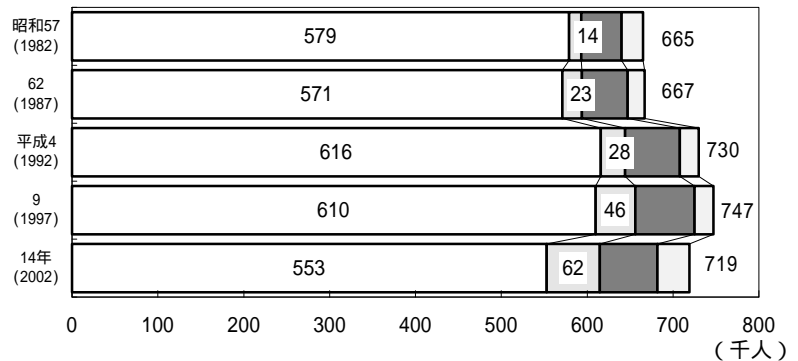
一方、男性雇用者数は 719 千人で、54 千人 ( 8.1% ) の増加となっています。

雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員の割合は、女性では 44.9% で、男性の 76.9% を大きく下回っていますが、パート、アルバイトとその他 ( 嘱託、人材派遣会社の派遣社員など ) を合わせた割合 ( 50.2% ) は、男性の雇用者数に占める割合 ( 13.8% ) を大きく上回っており、男女ともに上昇傾向にあります。

雇用形態別に見た雇用者数の推移

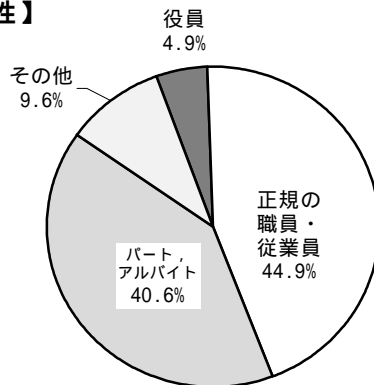


【男性】

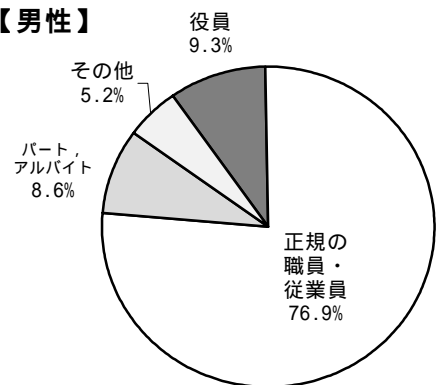


雇用形態別に見た雇用者数の割合 [平成 14 ( 2002 ) 年]

【女性】



【男性】



資料：総務省「就業構造基本調査」

## 2 労働力率

### 女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描きます。

一方、女性は、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。

これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。

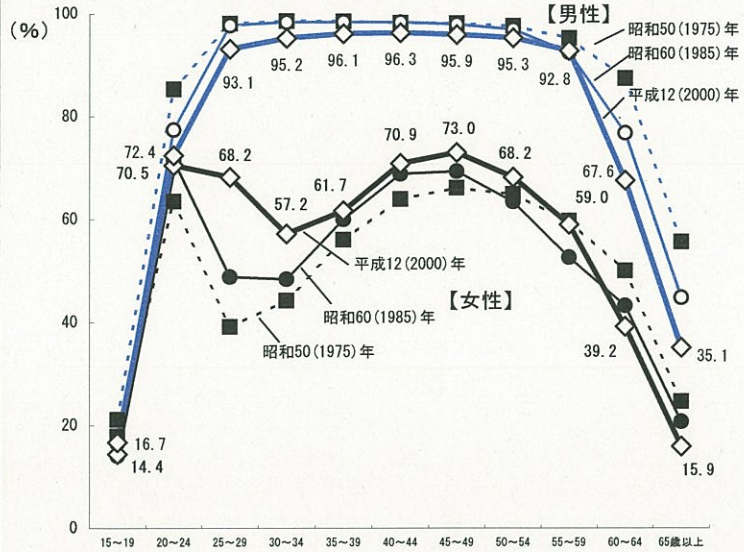
近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

また、女性は、配偶者の有無で労働力率に大きな変化が見受けられます。

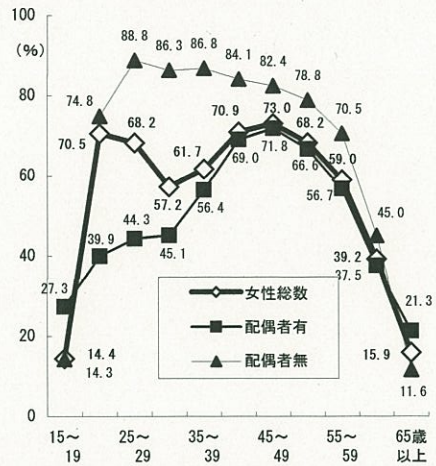
(注) 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合  
 就業者（休業者を含む。）  
 15歳以上人口 { 労働力人口 }  
 { 非労働力人口 } 完全失業者  
 (主に家事従事、学生、高齢者等)

資料：総務省「国勢調査」

### 労働力率(年齢別)の推移



### 女性の年齢別、配偶関係別労働力率[平成12(2000)年]

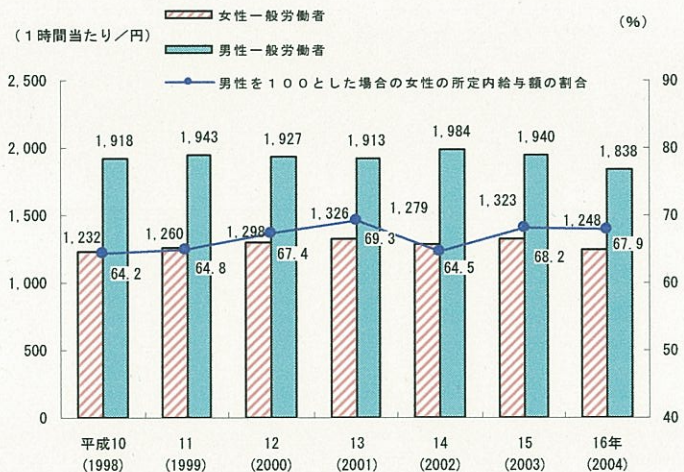


## 3 労働者の賃金

### 女性の給与額は男性の67.9%で、対前年0.3ポイントの減

女性一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は、平成16(2004)年で男性一般労働者の67.9%であり、前年と比較すると、0.3ポイント下降しています。男女間の賃金格差は、徐々に縮小してきているものの、依然として開きがあります。

### 労働者の所定内給与額及びその格差の推移



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額  
 各年6月分として支給された所定内給与額を同月の所定内実労働時間数で除して1時間当たりの額を算出している。

一般労働者：パートタイム労働者以外の労働者  
 資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

# 職業生活と家庭生活の両立

## 1 育児・介護休業制度

### 【整備状況】

育児休業制度は 56.9%、  
介護休業制度は 45.0%の  
事業所で整備

育児・介護休業制度については、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

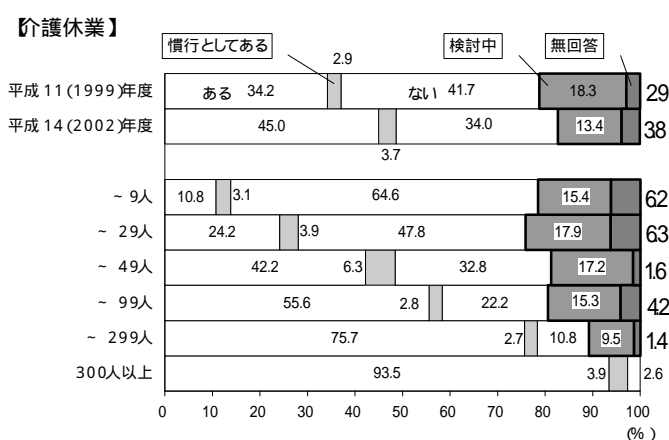
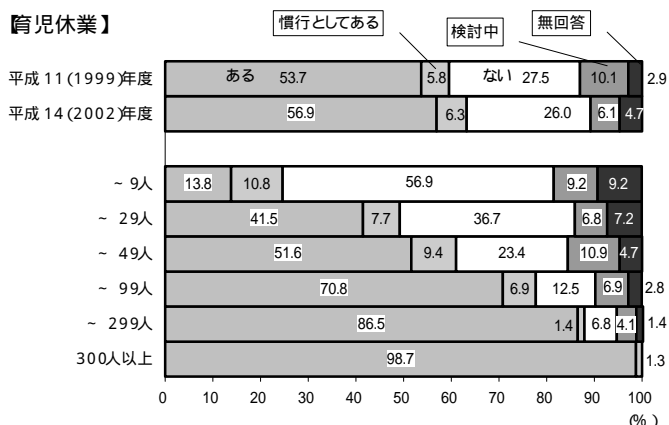
また、平成 11(1999)年度と比較すると、平成 14(2002)年度の整備率は、育児休業制度が 3.2 ポイント、介護休業制度が 10.8 ポイント上昇しています。

### 【利用状況】

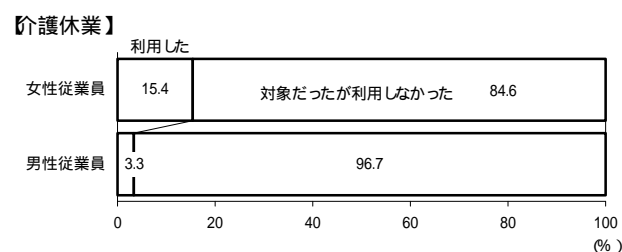
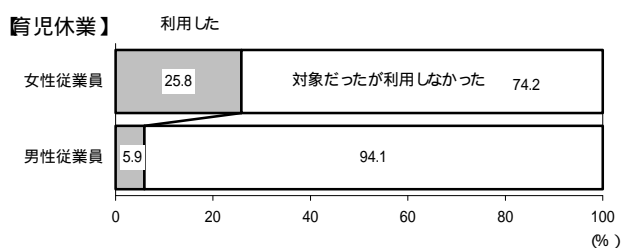
男性の育児・介護休業制度  
の利用割合は  
女性の 4分の1未滿

育児・介護休業の対象だった男女従業員のうち、実際に取得した人は、育児休業については、女性 25.8%、男性 5.9%、また、介護休業については、女性 15.4%、男性 3.3%といずれも男性の利用割合は女性の 4分の1未滿となっています。

### 育児・介護休業制度の有無〔事業主調査〕



### 育児・介護休業制度の利用状況〔平成 14(2002)年度〕



(注) 調査対象は、広島県内企業 2,000 社及びそこに勤務する男女従業員各 2,000 人  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」



【利用希望】

休業制度を利用しない  
主な理由は、女性は  
「上司や同僚に気兼ね」、  
男性は「他に世話や介護を  
する人がいる」

女性は、今後、出産したときは、57.5%が「利用したい」と回答していますが、「利用しない」と回答している人も30.4%に達しています。

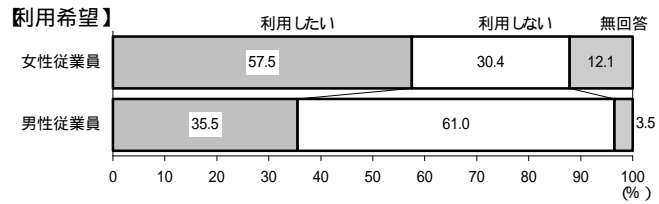
利用しない主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(27.3%)や「復職後同じ仕事につけるか不安」(21.7%)などをあげています。

また、男性は、「利用しない」と回答している人が61.0%で、その主な理由としては、「他に世話をする人がいる」(39.7%)、「休業中の収入が減少する」(21.2%)などをあげています。

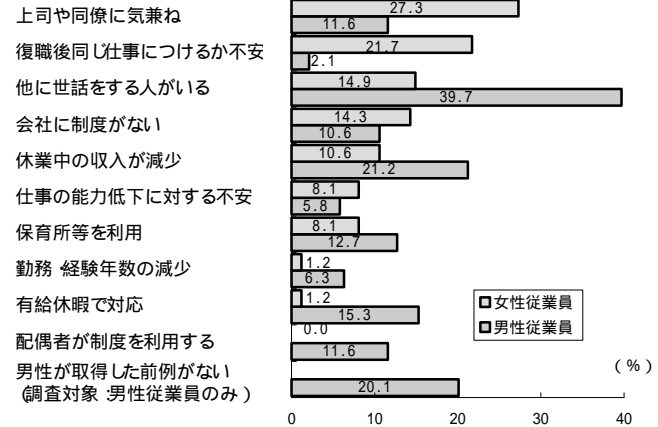
介護休業制度の利用希望については、女性(73.9%)、男性(67.7%)とも、育児休業制度より高い割合となっています。

「利用しない」と回答している人は、女性23.4%、男性27.4%で、その主な理由として、女性は「上司や同僚に気兼ね」(36.3%)、「会社に制度がない」(24.2%)、男性は「他に介護する人がいる」(47.8%)などをあげています。

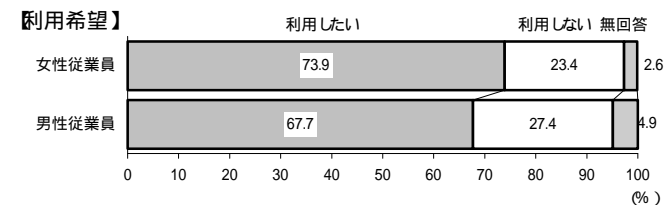
育児休業制度



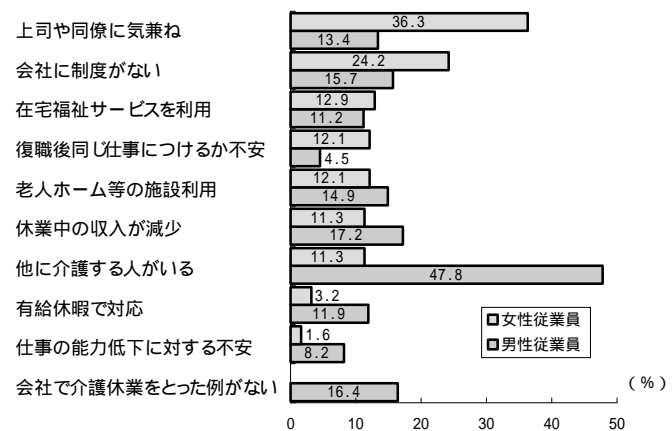
【利用しない主な理由】(複数回答)



介護休業制度



【利用しない主な理由】(複数回答)



(注) 調査対象は、広島県内企業 2,000 社に勤務する男女従業員各 2,000 人  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」〔平成 14(2002)年度〕

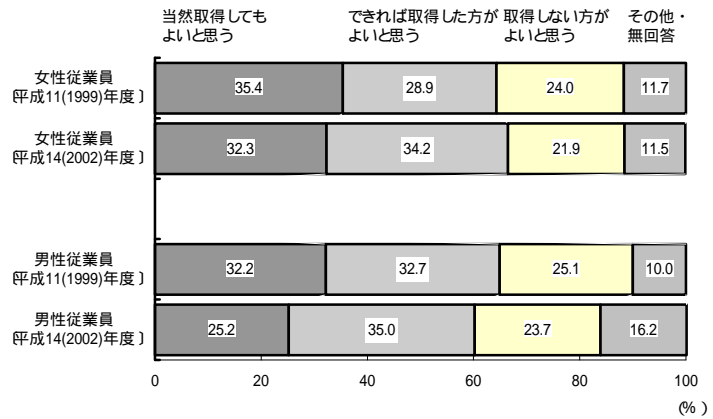
【男性の育児休業制度利用】

**男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の60%以上**

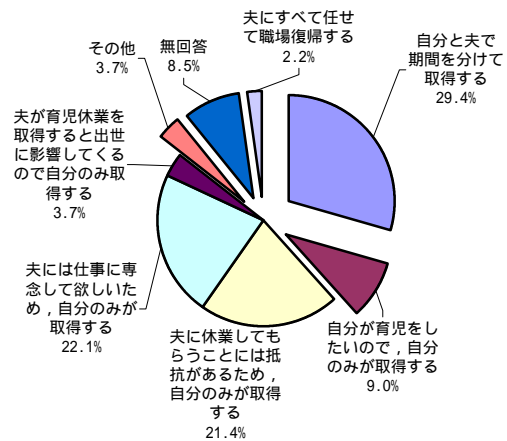
男性が育児休業制度を利用することについては、男女ともに肯定的な意見が60%を超えています。反面「取得しない方がよいと思う」と回答している人も20%を超えています。

働く女性は、自分の夫の育児休業制度の利用について、「自分と夫で期間を分けて取得する」と回答している人は29.4%と最も多くなっていますが、「夫に休業してもらうことには抵抗がある」(21.4%)、「夫には仕事に専念して欲しい」(22.1%)、「夫の世に影響するので自分が取得」(3.7%)となっており、否定的な意見は47.2%に達しています。

**男性が育児休業制度を利用することに対する考え**



**女性が考える夫の育児休業〔平成14(2002)年度〕  
〔女性従業員、パート(女性)調査〕**



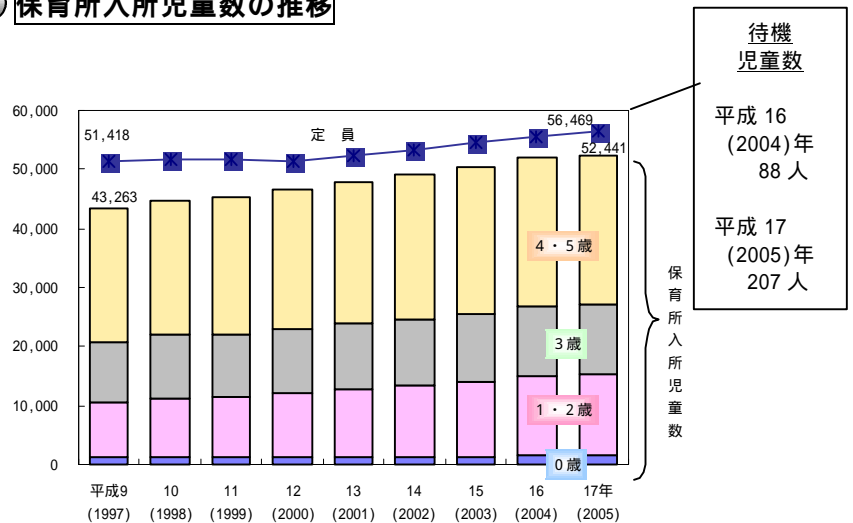
(注) 調査対象は、広島県内企業 2,000 社に勤務する男女従業員・パートタイム従業員各 2,000 人  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」

2 保育所入所児童数

**出生数が減少傾向にある中、入所児童数は増加傾向**

県内の保育所入所児童数は、平成17(2005)年4月1日現在で52,441人、待機児童数は207人となっており、出生数が減少傾向にある中、入所児童数は増加傾向にあります。

**保育所入所児童数の推移**



(注) 各年4月1日現在  
資料：広島県福祉保健部調べ

## 社会参画

### 1 県内の女性議員

#### 市町議会の女性議員の割合は増加

市町議会の女性議員については、市町村合併の影響により、人数は減少しましたが、割合は6.8%(84人)から7.1%(76人)に増加しました。

### 2 審議会等における女性の参画

#### 県内の審議会等における女性委員の割合は増加

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画」に掲げている平成17(2005)年度末の目標値25.0%に対して、平成17(2005)年6月1日現在で24.0%となっています。

なお、市町の審議会等の委員のうち女性委員の占める割合は平成17(2005)年4月1日現在で22.8%となっています。（市町の審議会等の状況については58ページ参照）

### 県内の女性議員の状況

[平成16(2004)年12月31日現在]

区分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数(人)	割合(%)
県議会	70 (70)	3 (3)	4.3(4.3)
市町議会	1,065 (1,244)	76(84)	7.1(6.8)
市	470 (369)	35(33)	7.4(8.9)
町	595 (875)	41(51)	6.9(5.8)

(注) 括弧内は前年同期

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

### 県の行政委員会・審議会等における女性の参画状況

[平成17(2005)年6月1日現在]

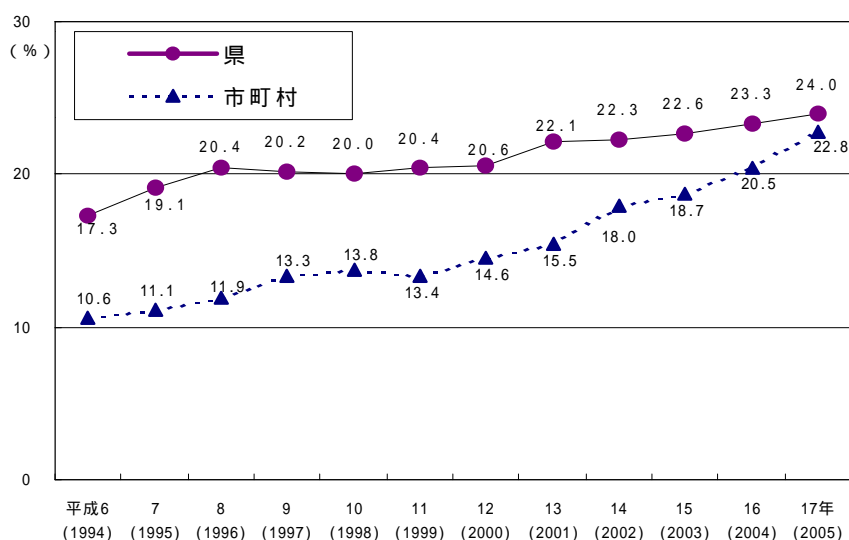
区分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法第180条の5関係)	9 (9)	7 (6)	77.8 (66.7)	71 (69)	12 (8)	16.9 (11.6)
審議会等	50 (53)	50 (53)	100.0 (100.0)	1,148 (880)	276 (205)	24.0 (23.3)
5審議会を除く	45 (49)	45 (49)	100.0 (100.0)	910 (696)	268 (201)	29.5 (28.9)

(注) 括弧内は前年同期

5審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会  
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、  
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び平成17(2005)年  
5月に設置された広島県国民保護協議会

資料：広島県人事室、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

### 県・市町村の審議会等における女性委員の割合の推移



(注) 県は6月1日現在、市町村は、4月1日現在(ただし、平成6(1994)年は6月1日現在、平成14(2002)年及び平成15(2003)年は3月31日現在)

資料：広島県人事室、広島県男女共同参画推進室、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

### 3 県職員の採用

県職員の採用者に占める女性割合は45.9%に増加

平成17(2005)年度の県職員の採用者数は37人で、女性17人(45.9%)、男性20人(54.1%)となっており、女性割合は前年と比較すると、9.1ポイント上昇しています。

### 県職員の採用状況

区分	採用者数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
平成13(2001)年度	130	45	85	34.6
平成14(2002)年度	124	48	76	38.7
平成15(2003)年度	119	47	72	39.5
平成16(2004)年度	95	35	60	36.8
平成17(2005)年度	37	17	20	45.9

(注) 各年4月1日現在

採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計（警察官試験による採用者は含まない。）

資料：広島県人事委員会調べ

### 4 県・市町の職員及び管理職

県、市町とも女性管理職の割合は、長期的には増加傾向

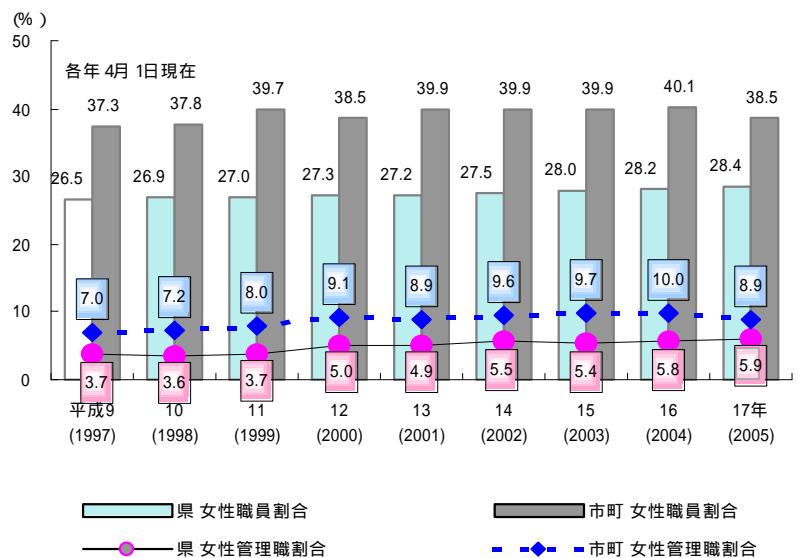
平成17(2005)年4月1日現在の県職員は7,786人で、女性職員2,210人(28.4%)、男性職員5,576人(71.6%)となっています。

このうち管理職(室長相当職以上)にある女性職員は45人で、全管理職767人に占める割合は5.9%となっています。

また、県内の市町職員は29,955人で、女性職員(11,526人)の割合は38.5%となっており、全管理職に占める女性管理職の割合は8.9%となっています。

女性管理職の割合は、市町では前年と比較して、減少していますが、長期的には増加傾向で推移しています。

### 県・市町の職員及び管理職の状況



[平成17(2005)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	7,786	2,210	5,576	28.4
	管理職	767	45	722	5.9
市町	職員数	29,955	11,526	18,429	38.5
	管理職	2,829	251	2,578	8.9

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会及び企業局の一般職職員数である。

市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数である。

資料：広島県人事室，広島県男女共同参画推進室，広島県教育委員会調べ



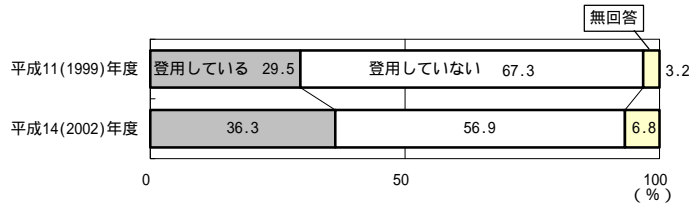
## 5 県内企業での管理職への登用

女性を登用している事業所の割合は36.3%  
女性の管理職が全管理職に占める割合は「5%未満」が最多

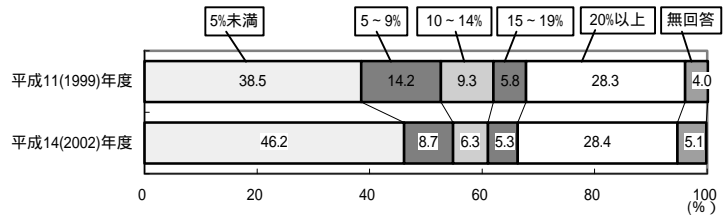
女性を管理職に登用している事業所の割合は36.3%で、平成11(1999)年度と比較すると、6.8ポイント上昇し、全管理職中女性の占める割合が「5%未満」と回答した事業所は7.7ポイント上昇し46.2%となっています。

女性を管理職に登用していない主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がいらない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

### 管理職への登用状況〔事業主調査〕

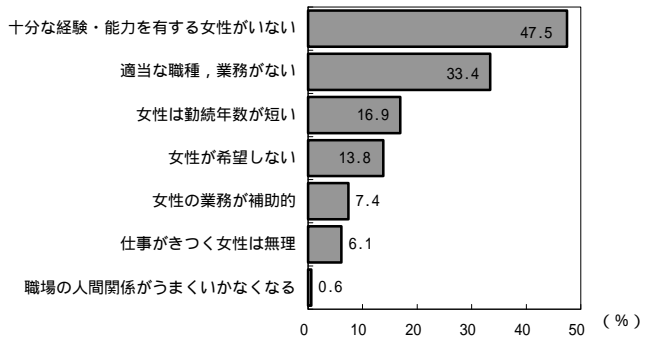


### 全管理職に占める女性の割合〔事業主調査〕



### 女性を管理職に登用しない理由〔平成14(2002)年度〕

〔事業主調査(「登用していない」と回答した事業主)、複数回答〕



(注) 調査対象は、広島県内企業2,000社  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」

## 6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況は10%未満

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が0.9%、農業委員が2.6%、漁協役員が0.7%などとなっており、農業・水産業経営等における男女共同参画は十分であるとはいえない状況です。

### 農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

〔平成17(2005)年4月1日現在〕

区分	総数 (人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	544	5	0.9
農業委員	1,312	34	2.6
農業士	362	27	7.5
青年農業士	52	0	0.0
指導農業士	62	2	3.2
漁協役員	908	6	0.7

(注) 農協役員は平成16(2004)年4月1日現在、農業委員は平成15(2003)年10月1日現在、漁協役員は平成16年(2004)9月30日現在。

資料：広島県農林水産部調べ



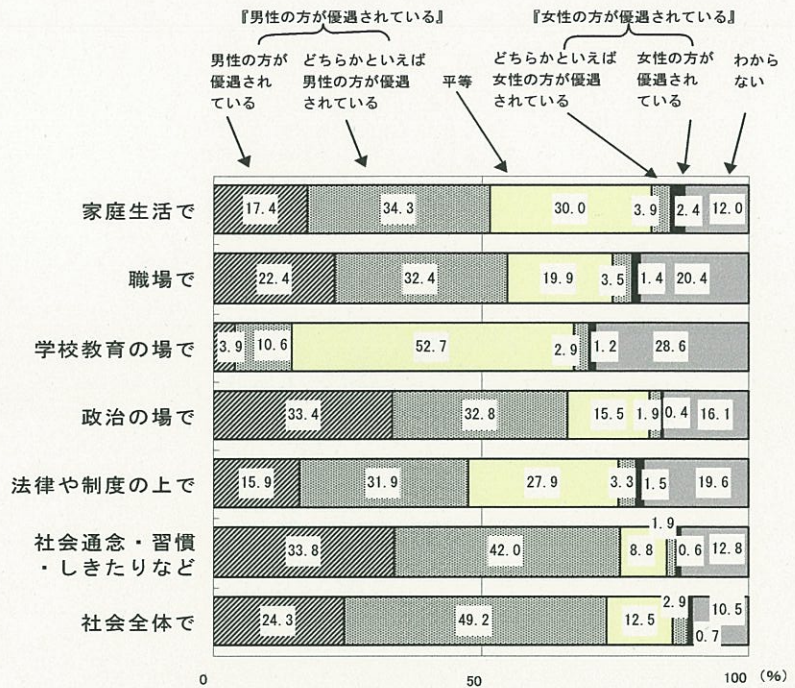
■ 意識

1 男女の地位

「社会通念・習慣・しきたりなど」や「社会全体で」においては『男性の方が優遇されている』と感じている人は70%以上

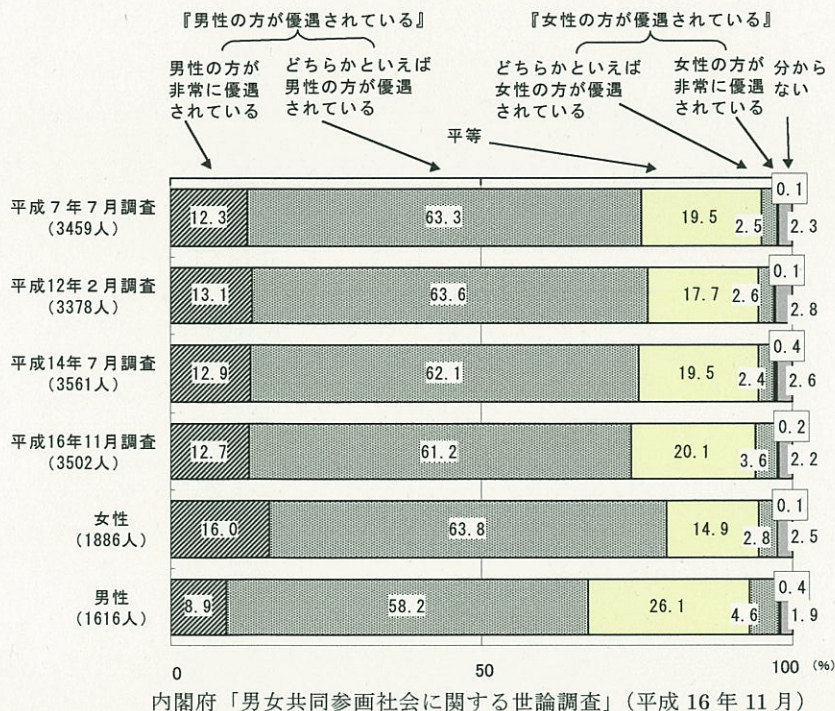
男女の地位が「平等」と感じている分野は、「学校教育の場」で52.7%と最も高く、次いで「家庭生活上」で30.0%で、半数を超える分野は「学校教育の場」のみとなっています。一方、「社会通念・習慣・しきたりなど」や「社会全体で」においては、70%以上の人々が『男性の方が優遇されている』と感じています。

男女の地位



(注) 調査対象は、県内在住の20歳以上の県民1,200人  
資料：広島県「広島県政世論調査」〔平成12(2000)年度〕

参考 【社会全体における男女の地位の平等感】



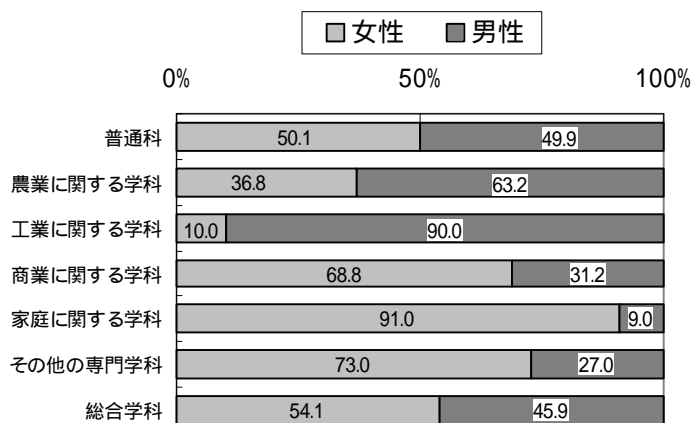
## 教 育

### 1 高等学校学科別男女の割合

「工業に関する学科」では男性が、「家庭に関する学科」では女性が、90%以上

学科別に見ると、「工業に関する学科」で、生徒数に占める男性の割合が90.0%と最も高く、女性の割合が最も高いのは、「家庭に関する学科」の91.0%となっています。

### 高等学校学科別男女の割合



資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」〔平成16(2004)年度〕  
(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。

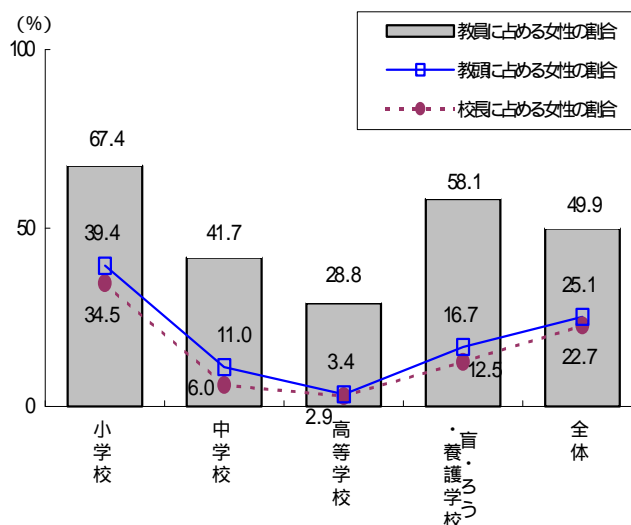
### 2 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率  
女性管理職は校長22.7%、教頭25.1%

平成16(2004)年度の県内の小・中・高等学校、盲・ろう・養護学校の教員数は、23,049人となっており、女性11,503人(49.9%)、男性11,546(50.1%)と、男女比率はほぼ同率となっています。

このうち、女性管理職の状況を見ると、校長は22.7%、教頭は25.1%となっています。

### 教員・校長・教頭に占める女性の割合



(単位：人)

区 分	教 員 数			校 長			教 頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,858	6,640	3,218	600	207	393	612	241	371
中学校	5,803	2,420	3,383	250	15	235	290	32	258
高等学校	6,320	1,822	4,498	140	4	136	207	7	200
盲・ろう・養護学校	1,068	621	447	16	2	14	24	4	20
全体	23,049	11,503	11,546	1,006	228	778	1,133	284	849
割合 (%)		49.9	50.1		22.7	77.3		25.1	74.9

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」〔平成16(2004)年度〕(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。



# 家 庭

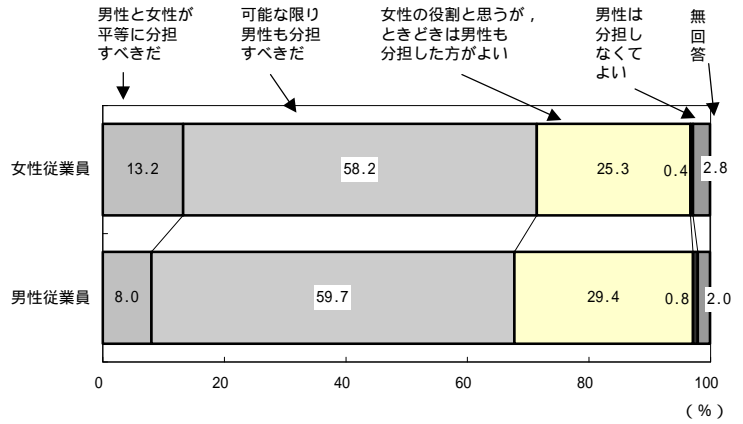
## 1 家庭における男女の役割分担

家庭的責任を男女が  
ともに担うことが理想，  
女性の負担が多いのが現実

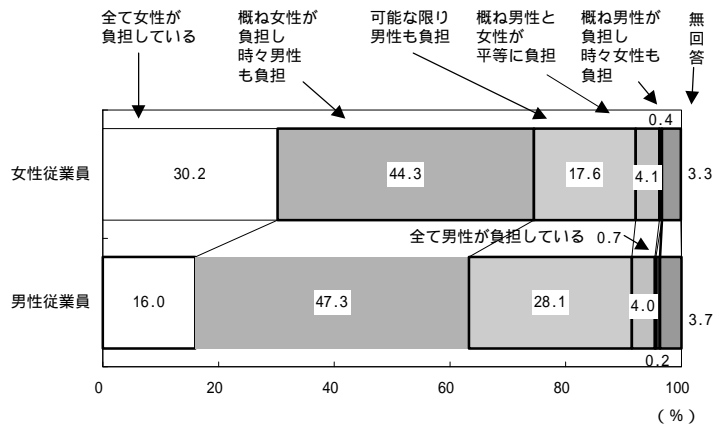
家庭における理想の役割分担は「可能な限り男性も分担すべきだ」と回答した人が男女ともに半数を超えていますが、現実の役割分担は「全て女性が負担」、「概ね女性が負担」と回答した人が60%を超えており、現状では必ずしも理想どおりになっていないことがうかがわれます。

### 家庭における男女の役割分担

#### 【理想の役割分担】



#### 【実際の役割分担】



(注) 調査対象は、広島県内企業 2,000 社に勤務する男女従業員各 2,000 人  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」〔平成 14(2002)年度〕

## 2 男女の一日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、男性は仕事、女性は家事、育児の時間が長い

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方男女間に大きな違いが現われています。

その内訳を年代別にみると、15～24歳の年代における男女の生活時間では学業の時間にはほとんど差がありませんが、そのほかの年代は、男性は仕事、女性は家事、育児の時間が長いという結果になっています。

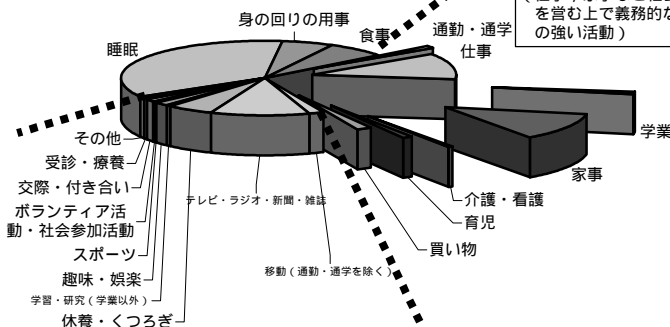
(注) 調査対象は、平成7年国勢調査調査区のうち、県内36市町、120調査区の中から無作為に抽出した約1,500世帯に居住する15歳以上の世帯員  
資料：総務省「社会生活基本調査」〔平成13(2001)年〕

### 一日の行動の種類別総平均時間数

#### 【女性】

1次活動：10時間36分  
(睡眠、食事など生理的に必要な活動)

2次活動：7時間18分  
(仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動)

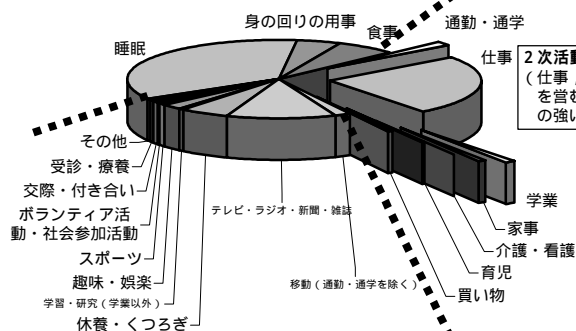


3次活動：6時間05分  
(1次、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動)

#### 【男性】

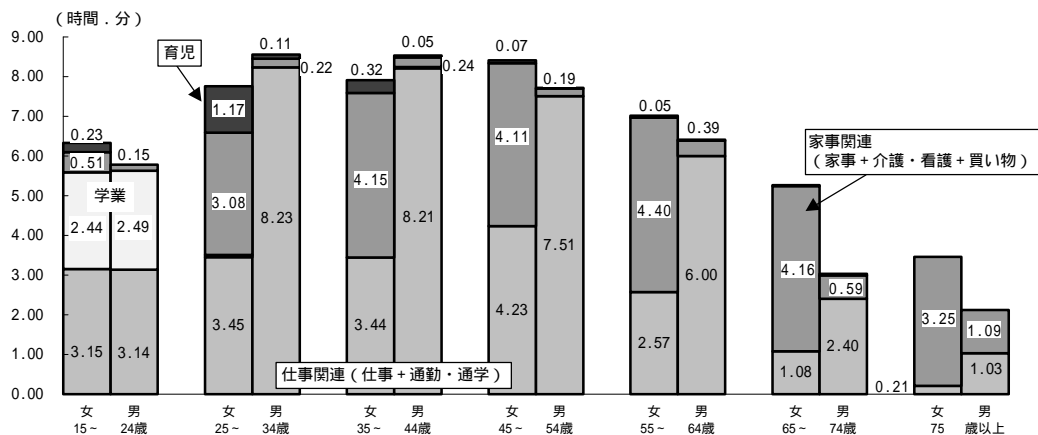
1次活動：10時間25分  
(睡眠、食事など生理的に必要な活動)

2次活動：6時間59分  
(仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動)



3次活動：6時間36分  
(1次、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動)

### 男女、年齢別の2次活動の生活時間



■ 健康

1 母子保健関係指標

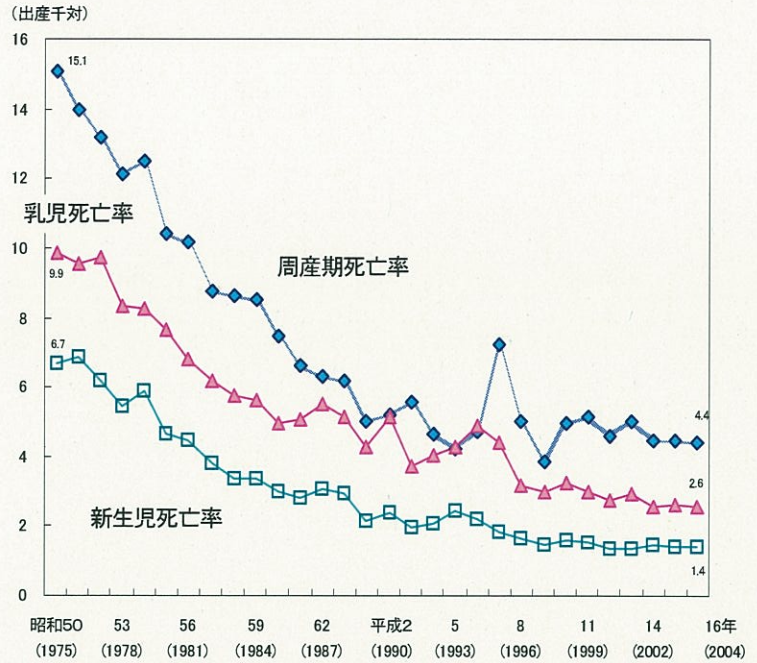
周産期，乳児，新生児  
及び妊産婦の死亡率は  
近年は横ばい傾向

女性は、妊娠や出産の可能性  
があることから、ライフサイク  
ルを通じて、男性とは異なる健  
康上の問題に直面することがあ  
ります。

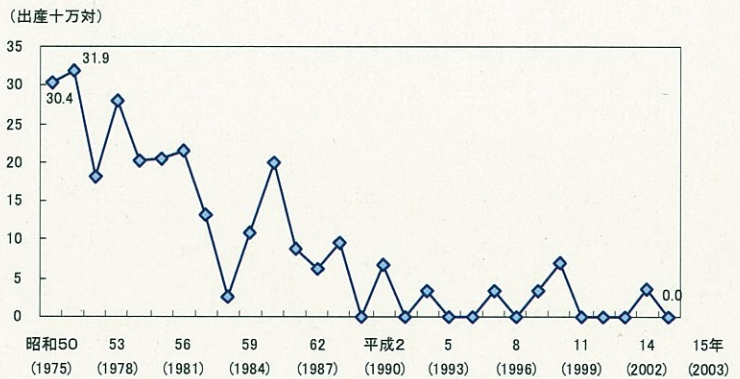
周産期，乳児，新生児，妊産  
婦の死亡率の動向をみると、い  
ずれの指標も低下してきていま  
すが、近年では横ばい傾向にあ  
ります。

母子保健関係指標の推移

【周産期死亡率，乳児死亡率，新生児死亡率の推移】



【妊産婦死亡率の推移】



(注)  
 周産期死亡率 = (周産期死亡数 ※ ÷ 出産 (出生 + 妊娠満22週以後の死産) 数) × 1,000  
 ※ 妊娠満22週 (154日) 以後の死産に生後1週未満の  
 早期新生児死亡を加えたもの。  
 乳児死亡率 = (年間の乳児死亡数 ※ ÷ 年間の出生数) × 1,000  
 ※ 生後1年未満の死亡  
 新生児死亡率 = (年間の新生児死亡数 ※ ÷ 年間の出生数) × 1,000  
 ※ 生後4週 (28日) 未満の死亡  
 妊産婦死亡率 = (年間の妊産婦死亡数 ※ ÷ 年間出産 (又は出生) 数) × 100,000  
 ※ 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡  
 資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成16(2004)年の数値については概数)



# ■ 暴力、セクシュアル・ハラスメント

## 1 婦人相談所等の相談件数等

**16年度の婦人相談所等の相談件数等は大幅に増加**

県立婦人相談所及び県や市の婦人相談員が受け付けた平成16年(2004)年度の相談件数は6,406件となっており、前年度より1,811件(39.4%)増加しています。相談件数のうちDV(ドメスティック・バイオレンス。37ページ参照)に関する相談は1,882件で、前年と比較すると、4.4ポイント上昇し、29.4%となっています。また、一時保護は、164件で前年度の約1.2倍に増加し、そのうちDVに関するものは110件で67.1%を占めています。

平成16(2004)年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は、電話相談が1,848件、面接相談が105件となっています。

「エソール広島」相談事業における件数の状況(平成16(2004)年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	1,848	-
うちDV	306(139)	16.6(7.5)
面接相談	105	-
うちDV	33(17)	31.4(14.7)
相談合計	1,953	-
うちDV	339(156)	17.4(8.0)

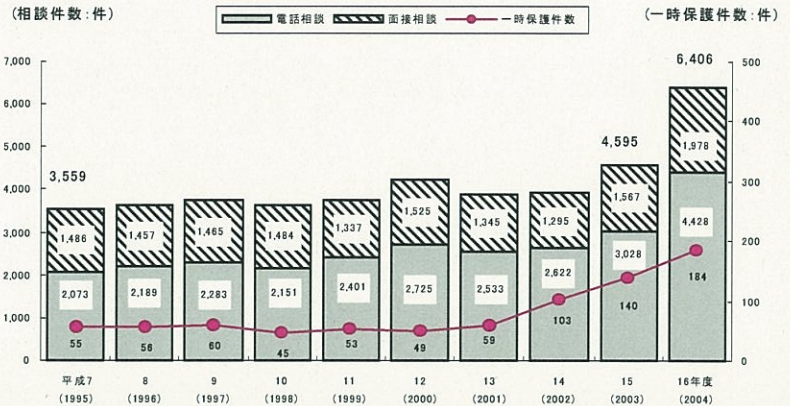
(注)括弧内は前年同期

## 2 「性犯罪相談110番」の受理件数

**電話相談件数は232件**

平成16(2004)年の「性犯罪相談110番」の電話相談件数は232件となっており、前年と比較して減少していますが、「性犯罪の被害申告」や「性的ないやがらせ」に関するものは増加しています。

## 婦人相談所等の相談件数等の推移



婦人相談所等の相談件数等の状況(平成16(2004)年度)

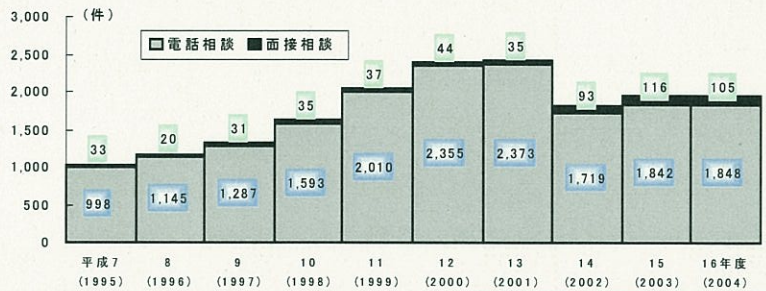
区分	件数(件)	割合(%)
面接相談	1,978	-
うちDV	669(333)	33.8(21.3)
電話相談	4,428	-
うちDV	1,213(814)	27.4(26.9)
相談合計	6,406	-
うちDV	1,882(1,147)	29.4(25.0)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	164	-
うちDV	110(99)	67.1(70.7)

(注)括弧内は前年同期

資料:広島県福祉保健部調べ

## 「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料:(財)広島県女性会議調べ

## 「性犯罪相談110番」の受理件数

[平成16(2004)年1月～12月計]

内容	件数(件)	割合(%)
性犯罪の被害申告に関するもの	26(20)	11.2(8.2)
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	7(15)	3.0(6.2)
性的ないやがらせに関するもの	12(8)	5.2(3.3)
精神的な悩みに関するもの	3(9)	1.3(3.7)
男女の性に関するもの	7(7)	3.0(2.9)
事件容疑情報	6(10)	2.6(4.1)
つきまとい行為に関するもの	4(8)	1.7(3.3)
男女間暴力	3(6)	1.3(2.5)
上記以外の相談	164(160)	70.7(65.8)
合計	232(243)	
	女性	86(111)
	男性	16(27)
	不明	130(105)
		37.1(45.7)
		6.9(11.1)
		56.0(43.2)

資料:広島県警察本部調べ (注)括弧内は前年同期



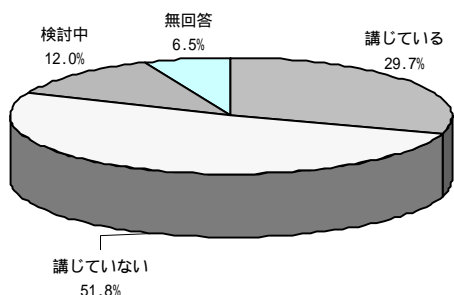
### 3 セクシュアル・ハラスメントの防止対策等

防止対策を講じている  
事業主は約 30%

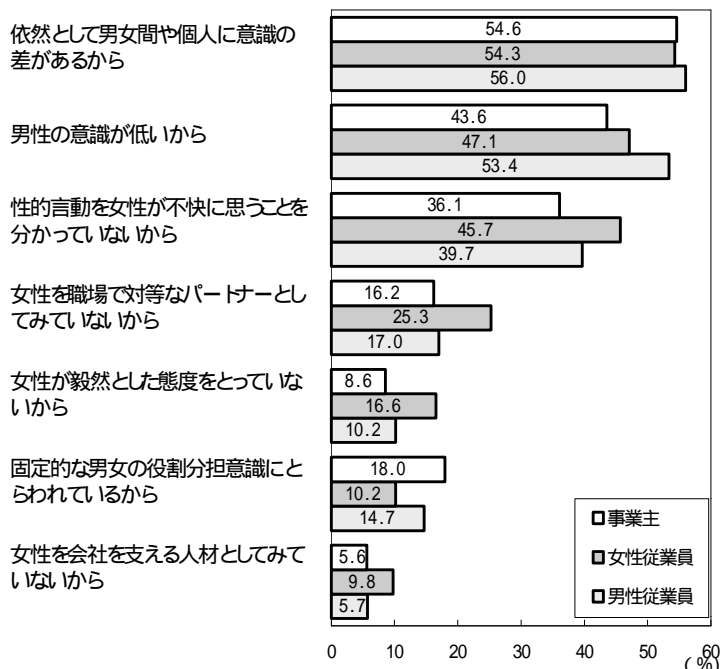
事業主は男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメント(38ページ参照)防止対策を講じるよう定められています。防止対策を講じている事業所は約 30%にとどまっています。

また、セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主、従業員ともに「男女間や個人に意識の差があるから」と答えている人の割合が最も多くなっています。

#### セクハラ防止対策の有無〔事業主調査〕



#### セクハラ的主要原因〔複数回答〕



(注) 調査対象は、広島県内企業 2,000 社及びそこに勤務する男女従業員各 2,000 人  
資料：広島県「働く男女の雇用環境実態調査」〔平成 14(2002)年度〕

#### 注意事項

百分率の合計については、四捨五入の関係で 100.0%にならない場合があります。



## 2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所
	本 県	全 国			
総人口		2,869,555 人	126,824,166 人	12	平成 16 (2004)年 3月 31 日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,480,343 人	64,736,828 人	12	
	男 性	1,389,212 人	62,087,338 人	12	
65歳以上人口		575,128 人	24,403,257 人	11	平成 16 (2004)年 3月 31 日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県男女共同 参画推進室調べ)
	女 性	336,732 人	14,139,144 人	11	
	男 性	238,396 人	10,264,113 人	11	
15歳未満人口		413,692 人	17,789,885 人	12	平成 16 (2004)年 3月 31 日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県男女共同 参画推進室調べ)
	女 性	203,051 人	8,677,084 人	12	
	男 性	210,641 人	9,112,801 人	12	
世帯数	1,161,859 世帯	49,837,731 世帯		11	平成 16 (2004)年 3月 31 日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.47 人	2.54 人		38	平成 16 (2004)年 3月 31 日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県男女共同 参画推進室調べ)
3世代同居率	8.1%	10.1%		38	平成 12 (2000)年 10月 1 日  総務省 「国勢調査」 (広島県男女共同 参画推進室調べ)
平均寿命					平成 12 (2000)年  厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	85.09 歳	84.62 歳	11	
	男 性	77.76 歳	77.71 歳	22	
平均初婚年齢					平成 16 (2004)年  厚生労働省 「人口動態統 計」(概数)
	女 性	27.5 歳	27.8 歳	20	
	男 性	29.1 歳	29.6 歳	28	
婚姻率(人口千対)	5.5 人	5.7 人		13	
離婚率(人口千対)	2.01 人	2.15 人		30	

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所	
	本 県	全 国				
出生率(人口千対)	9.0人	8.8人	8	平成16 (2004)年	厚生労働省 「人口動態統計」(概数)	
合計特殊出生率	1.33人	1.29人	29			
死亡率(人口千対)	8.6人	8.2人	27			
就業率	58.3%	58.2%	24	平成12 (2000)年 10月1日	総務省 「国勢調査」 (広島県男女共同 参画推進室調べ)	
	女性	46.9%	46.2%			24
	男性	70.9%	70.9%			23
共働き率	46.5%	44.9%	30			
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	155.1時間	152.3時間	26	平成15 (2003)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女性	135.2時間	133.0時間			30
	男性	168.2時間	165.4時間			17
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	335.3千円	341.9千円	9	平成15 (2003)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女性	213.6千円	215.7千円			21
	男性	415.6千円	428.4千円			10
平均勤続年数(注2)	12.1年	12.1年	25	平成16 (2004)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査報告」	
	女性	9.0年	9.0年			31
	男性	13.5年	13.4年			17
高等学校等進学率	97.2%	97.5%	38	平成16 (2004)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女性	97.5%	97.8%			39
	男性	97.0%	97.2%			31
大学・短期大学等進学率	52.2%	45.3%	4	平成16 (2004)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女性	53.0%	47.1%			6
	男性	51.4%	43.6%			3

(注1)全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2)平均勤続年数の本県の全労働者の数値(12.1年)及び全国順位(25位)については、厚生労働省「平成16年賃金構造基本統計調査(都道府県別速報)」によるものである。

## 第 2 部

平成 1 6 ( 2004 ) 年度に  
県 が 講 じ た 主 な 施 策

# 1 男女共同参画行政の総合的推進

## (1) 県の男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、広島県男女共同参画審議会（資料編 64～65 ページ参照）の意見や審議結果を踏まえ、広島県男女共同参画推進本部（資料編 68～69 ページ参照）を中心とした各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 61～63 ページ参照）及びこれに基づく「広島県男女共同参画基本計画」（資料編 66～67 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

（環境生活部）

### < 「広島県男女共同参画審議会」開催状況 >

開催日		審議事項
第1回	平成16（2004）年11月9日	今後の男女共同参画施策等について
第2回	平成17（2005）年3月30日	

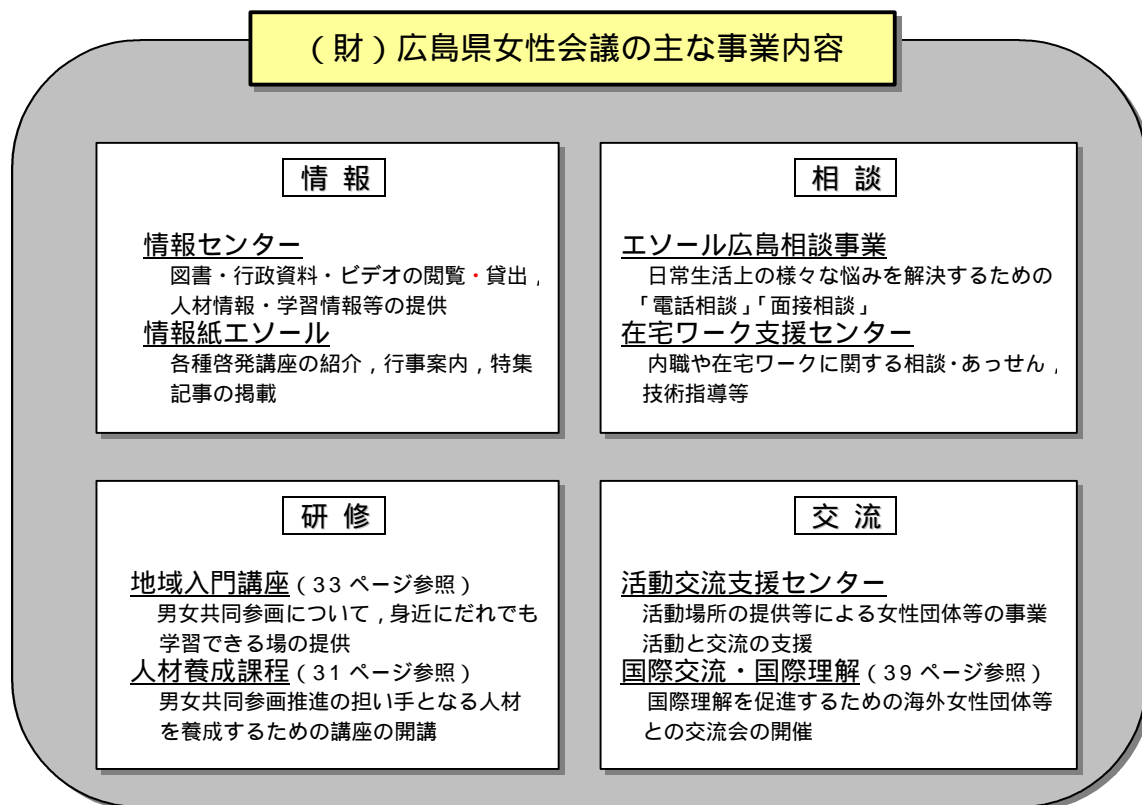
広島県男女共同参画審議会（平成17（2005）年3月30日）の会場写真



## (2) 広島県女性総合センター「エソール広島」との連携

県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議(資料編72~73ページ参照)が実施する情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。

(環境生活部)



### (財)広島県女性会議

男女共同参画社会づくりを推進するために昭和63(1988)年8月に県が設立した財団法人。

男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする事業及び「エソール広島」の管理運営を行っている。

### (3) 市町村等との連携強化・取組支援

市町村合併など地域の枠組みが再編される中、市町村においても男女共同参画社会の実現に向け、条例の制定(5市:広島, 呉, 福山, 因島, 三次)や計画の策定(12市町:平成16(2004)年度未現在)など、様々な取組が進められています。(詳細については、第4部55ページからを参照)

こうした中、男女共同参画社会の実現に向け、地域における自主的な取組が広域的に展開されるよう、地域団体等の主催により、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う地域男女共同参画推進事業の開催を支援しました。

(環境生活部)

#### <地域男女共同参画推進事業実施状況>

##### 【広島地域男女共同参画推進事業】

「あ~した 元気に な~れ！」

~女と男みんな笑顔で輝くまちに~

開催日:平成16(2004)年11月28日(日)

開催地:府中町

内容:人権週間記念事業との併催  
オープニングイベント

安芸府中奏作太鼓打家, スポーツソーラン  
寸劇「男女共同参画社会ってなあに？」  
世代間討論会「ボクの わたしの 元気の素  
車いすダンス・手話で歌おう!  
講演「絵のこと・生きること」  
(窪島誠一郎さん)

啓発展示, アトラクション

主催:広島地域男女共同参画推進事業実行委員会



##### 【芸北地域男女共同参画推進事業】

「男女共同参画社会をめざして」

~ともに創る21世紀を~

開催日:平成16(2004)年11月28日(日)

開催地:安芸高田市

内容:人権週間記念事業との併催

講演「地域づくりと男女共同参画」  
(吉村幸子さん)

寸劇「男女共同参画社会をめざして」

コンサート(杉山泰さん ほか)

パネル展示, バザー

主催:芸北地域男女共同参画推進事業実行委員会  
安芸高田市 安芸高田市教育委員会



また、様々な分野における各種機関・団体と協働，連携しながら，各地域の男女共同参画に関する主体的な取組と県内全域における男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図るため，地域事務所単位で設置している「地域男女共同参画推進協議会」の定例会議に合わせて講演会を開催するなど，自主的な活動を支援するとともに，協議会構成団体等を対象に男女共同参画に係る取組等について，アンケート調査を実施しました。

(環境生活部)

< 「地域男女共同参画推進協議会」定例会議等の開催状況 >

地域区分	開催年月日	講演会	
		講師	テーマ
広島地域	平成17(2005)年 3月 3日	村田 和賀代 (広島県立大学助教授)	まちづくりと男女共同参画
呉地域	平成16(2004)年12月10日	磯田 朋子 (呉大学助教授)	男女共同参画社会へ向けて
芸北地域	平成16(2004)年11月19日	吉田 あけみ (広島文教女子大学助教授)	男女共同参画社会ってなあに？
東広島地域	平成16(2004)年11月10日	安藤 周治 (ひろしまNPOセンター代表理事)	地域づくりから見た男と女そしてこれから
尾三地域	平成16(2004)年11月29日	松浦 万里子 (福山平成大学教授)	福祉の視点からみる男女共同参画
福山地域	平成16(2004)年11月26日	正保 正恵 (福山女子短期大学助教授)	男女共同参画社会実現のために
備北地域	平成16(2004)年10月 4日	野原 建一 (広島県立大学教授)	男女共同参画社会の実現に向けた地域の取組について

**地域男女共同参画推進協議会**

地域における男女共同参画を推進するため，平成15(2003)年度に地域事務所単位で設置した組織。

[構成団体] 地域活動団体，福祉関係団体，事業主団体，労働関係団体，農林水産業関係団体，教育関係団体，行政機関[市町・県]  
(事務局) 各地域事務所

**男女共同参画に関するアンケート調査の概要**

調査方法：福祉，商工業，農林水産業及び教育等の各分野における地域団体等を対象に，郵送によるアンケート方式により実施

調査項目：各団体における取組状況及び課題，行政に期待する施策 等

調査期間：平成16(2004)年12月1日～24日

対象数：437団体

回収数：232団体

調査結果の主なもの：行政に期待する施策等

「機関誌やメディア等を活用した広報・啓発」，  
「各種機関・団体等からの依頼による講演会の実施」，  
「啓発用パンフレットの作成・配布」，  
「地域団体等が企画・運営するフォーラム等に対する支援」の  
いずれも3分の1以上の団体が望むと回答。

## 2 男女共同参画施策の実施状況

### 環境づくり

#### 1 働く場における男女共同参画の推進

##### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

#### 男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

労働基準法，男女雇用機会均等法等に対する社会一般の理解と法の定着の促進を図るため，関係機関・団体等との連携により，男女雇用機会均等月間である6月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

#### < 「男女雇用機会均等セミナー」開催状況 >

開催日	開催地	参加者数(人)
平成16(2004)年6月17日	広島市	164
平成16(2004)年6月18日	福山市	81

#### 男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野において，男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため，昭和61(1986)年に施行。

平成11(1999)年には，募集・採用，配置，昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。

#### 男女雇用機会均等月間 【毎年6月】

厚生労働省が，昭和61(1986)年度から実施。

#### 平成16(2004)年度のテーマ

「あなたが変われば，会社も変わる  
～カギはポジティブ・アクション～」

#### 平成17(2005)年度のテーマ

「私の本気 会社の本気  
ポジティブ・アクションに取り組んでいますか？  
～均等法も20歳になりました～」



また、職場における実質的な格差の是正を図り、だれもがいきいきと働くことができる職場づくりに向け、女性労働者等を対象にしたセミナーを開催し、女性の能力発揮支援や積極的な登用など、企業におけるポジティブ・アクションを促進しました。

(商工労働部)

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成16(2004)年7月29日	呉市	30
平成16(2004)年8月25日	広島市	60
平成16(2004)年8月26日	福山市	18

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー(平成16(2004)年8月25日)  
広島会場の写真



**ポジティブ・アクション(積極的改善措置)**

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

## (2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

### 男女が共に子育てや介護をしながら安心して働き続けることができる環境の整備

平成15(2003)年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主において行動計画の策定が義務付けられたことから、本県では、平成17(2005)年3月に、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方と具体的施策を明らかにした「未来に輝くこども夢プラン」を策定しました。

(福祉保健部)(商工労働部)

#### 少子化社会対策基本法

少子化対策を総合的に推進することを目的として、少子化に対応するための施策の基本理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めた法律。

#### 次世代育成支援対策推進法

地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17年(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付けた法律。

#### 未来に輝くこども夢プラン

**基本理念** 『子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる、  
みんなで支える社会づくり』

子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「県行動計画」。

【作成年月】平成17(2005)年3月

【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度

また、育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、職業生活と家庭生活が両立できるような取組を行う「ファミリー・フレンドリー企業」における人事労務管理制度について、広く県内企業等へ周知するため、関係機関・団体等との連携によりセミナーを開催しました。

(商工労働部)

#### < 「仕事と家庭を考えるセミナー」開催状況 >

開催日	開催地	参加者数(人)
平成16(2004)年10月14日	福山市	71
平成16(2004)年10月15日	広島市	185

### 育児・介護休業法

(育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

少子化対策の一環として，平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定，平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。

平成13(2001)年には，休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止，平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。

### 仕事と育児・介護とが両立できる会社 (ファミリー・フレンドリー企業)

「生活協同組合ひろしま」は，経営方針「組合員のくらしの向上」の下，子育て支援・介護支援の様々な制度を設け両立支援に取り組んでおり，平成16(2004)年度「ファミリー・フレンドリー企業」厚生労働大臣努力賞を受賞。女性だけでなく男性，期間雇用者も対象とした両立支援に取り組んでいます。

#### 育児・介護休業制度等

育児休業は最長1歳6か月まで取得可能であり，男性の取得実績があるとともに，期間雇用者の取得者も多数いる。介護休業は，最長6か月間まで取得可能であり，期間雇用者も取得している。

また，短時間勤務制度についても，小学校就学前までの育児や最長6か月の介護において利用可能。

#### その他の制度等

育児・介護サービス費用の補助や休業中の経済的援助など制度の充実を図るとともに，従業員から両立支援策の希望を把握したり，人事教育グループで各種制度の周知徹底を推進するなど，多様な取組を行っている。

#### ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち，多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。

表彰は，平成11(1999)年度から毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて実施されている。

さらに，男女が，子育てをしながら安心して働き続けることができるよう，延長保育や一時保育，休日保育など，多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに，地域の子育て相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター(子育てサポート・センター)」の運営，地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置など，市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行ったほか，男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ，地域活動へも積極的に参画できるよう，勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めました。

(福祉保健部)(商工労働部)

### ファミリー・サポート・センター(子育てサポート・センター)

育児の援助を必要とする人と援助を行いたい人が会員となり，保育所への送迎を含む預かりや保育時間外の保育を有償で行う相互援助組織。

国庫補助の対象となる「ファミリー・サポート・センター」と対象とならない「子育てサポート・センター」があり，後者の運営費等は県が単独で補助を行った。

### 地域子育て支援センター

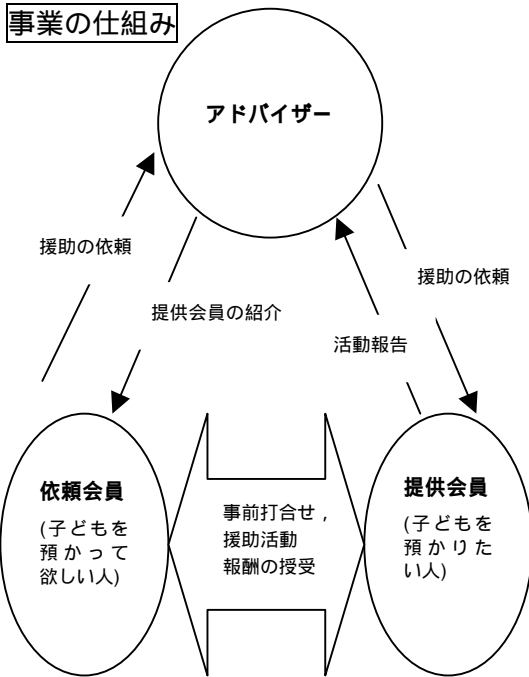
子育てを支援するため、育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設で、保育所などに併設される。

### 放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童などに対し、児童館や保育所、学校の余裕教室、公民館等を活用して、育成・指導、遊びによる発達の助長などのサービスを行うもの。

## ファミリー・サポート・センター（子育てサポート・センター）

### 事業の仕組み



### 庄原市子育てファミリー会の状況

開設日：平成12（2000）年7月1日  
 会員数：351名（平成17（2005）年3月31日現在）  
 内訳 { 依頼会員：232名  
       提供会員：67名  
       両方会員：52名  
 活動件数：3,605件（平成16（2004）年度）  
 利用料金：平日（7:30～20:00）  
             600円/時間（1/3市負担）  
             土・日・祝日・年末年始、  
             700円/時間（1/3市負担）



提供会員（右側）宅にお迎えに来た依頼会員（左側）

### <ファミリー・サポート・センター（子育てサポート・センター）設置状況>

（平成17（2005）年3月末現在）

名 称	設 置 者	運営開始年月日
呉市ファミリー・サポート・センター	呉 市	平成13（2001）年 7月 1日
福山市ファミリー・サポート・センター	福 山 市	平成10（1998）年10月 1日
三次市子育てサポート会	三 次 市	平成14（2002）年11月 1日
庄原市子育てファミリー会	庄 原 市	平成12（2000）年 7月 1日
府中町子育てサポート・センター	安芸郡府中町	平成15（2003）年12月 2日
熊野町ファミリー・サポート・センター	安芸郡熊野町	平成15（2003）年 8月 1日
安芸津町子育てサポート・センター	豊田郡安芸津町	平成15（2003）年10月 1日

また、地域における子育て環境を創出し、保護者の孤立化や児童虐待を防止するため、(財)ひろしまこども夢財団が実施する事業に対して補助することにより、子育てサークル等の活動への支援や地域の子育て支援ボランティアの発掘・養成・登録、子育て家庭の支援や相談に応じる人材の養成、サークル間のネットワークづくりを目的とした交流会の実施など、地域社会全体で子育てを支えるための環境づくりを支援しました。

(福祉保健部)

**(財)ひろしまこども夢財団**

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

**<主な保育関係事業の実施状況>**

区 分		平成16(2004)年度	
		市町村数	実施箇所数
乳 児 保 育 促 進 事 業		7	24
延 長 保 育 促 進 事 業		22	126
休 日 保 育 事 業		2	5
乳 幼 児 健 康 支 援 保 育 事 業		7	8
一 時 保 育 事 業		16	75
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業		20	45
フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー 事 業		4	4
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 設 置 事 業		26	175
子 育 て サ ー ビ ス 緊 急 3 か 年 事 業	乳 児 保 育 促 進 事 業	4	7
	延 長 保 育 促 進 事 業	6	10
	地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 設 置 促 進 事 業	5	6
	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 設 置 促 進 事 業	4	9
子 育 て サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー 設 置 促 進 事 業		3	3

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図るとともに，育児や介護等により自宅を離れることが困難な人の就業を支援するため，(財)広島県女性会議（資料編72～73ページ参照）への委託により在宅ワーク（内職）の相談・あっせんや技術指導を行う「在宅ワーク支援事業」を実施しました。

(商工労働部)

< 「在宅ワーク支援事業」実施状況（平成16（2004）年度） >

区 分		件 数 (件)
相 談 件 数	在宅ワーク支援センター広島	11,205
	在宅ワーク支援センター福山	2,433
あっせん件数	在宅ワーク支援センター広島	3,232
	在宅ワーク支援センター福山	121

また，平成14（2002）年度に開設したワンストップ雇用労働情報提供システム「わーくわくネットひろしま」に，イベント情報検索システムや求職者情報サービス等の機能を追加するなど，システムの充実を図りました。

(商工労働部)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～

「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

**求職者向け**

求人情報，U・Iターン，多様なワークスタイル，起業支援，生活支援，障害者への支援 など

**学生向け**

就職ガイダンス情報，就業相談窓口，インターンシップ，求人情報などリンク集 など

**労働者向け**

雇用労働情報コーナー，勤労者福祉・福利厚生，労働大学，女性への支援，男女の子育て支援 など

**事業者向け**

採用予定企業登録，助成金データベース，職業能力開発，障害者雇用，高齢者雇用 など

パソコン版：「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>」  
 携帯電話版：「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>」

#### (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、「地域男女共同参画推進協議会」(22 ページ参照)を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援を行いました。

(環境生活部)(商工労働部)

また、農林水産業においては、農山漁村地域の女性団体等の取組や活動状況の広報を行うとともに、男女の役割を適正に評価し、互いに協力して経営に参画できるよう、「家族経営協定」の締結を推進するなど、「広島県農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標」に掲げる目標達成に向けた普及啓発を行いました。

(農林水産部)

##### 家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

##### 広島県農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標

県が、農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの。

#### (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

女性の様々な分野への進出を支援するため、起業したい女性を対象に、経営に必要なマネジメント能力や知識の習得を図る「ひろしま女性起業塾」を開催し、起業や経営活動への参画に向けた取組を支援しました。

(商工労働部)

##### < 「ひろしま女性起業塾」開催状況 >

開催日	開催地	受講者数(人)
平成16(2004)年7月～9月(5日間)	広島市	33

## 2 地域社会活動における男女共同参画の推進

### (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

「広島県男女共同参画推進条例」(資料編 61～63 ページ参照)の基本理念の重要な柱の一つでもある政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

特に、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合については、「広島県男女共同参画基本計画」(資料編 66～67 ページ参照)において、平成 17 (2005) 年度までの目標を 25.0%と掲げており、目標達成に向けて関係部局への働きかけを行った結果、24.0%と着実に進展しています。(第 1 部 6 ページ参照)

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会を捉えて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために(財)広島県女性会議(資料編 72～73 ページ参照)が実施する「ひろしま女性大学」や「ひろしま女性いきいき講座」の運営を支援しました。

(総務企画部)(環境生活部)(教育委員会)(警察本部)

#### <ひろしま女性大学(人材養成課程)修了者数等>

区 分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	
第 15 期	54	40	36	27	18	13	平成 15(2003)年 10 月～ 16(2004)年 9 月
第 16 期	50	-	37	-	13	-	平成 16(2004)年 10 月～ 17(2005)年 9 月
第 1～16 期 累 計	1,049	764	717	508	332	256	

### (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進する地域団体に対する助成を行うとともに、NPO・ボランティア活動を通じて、男女の社会参画機会を拡大するため、活動希望者と受入団体のマッチングや団体間のネットワークづくりを行うコーディネーターの養成講座を開催しました。

さらに、勤労者のボランティア活動を促進するため、広島県労働者福祉協議会と連携し、「2004年度広島県勤労者ボランティア体験活動」等を実施しました。

(環境生活部)(商工労働部)

#### NPO

民間非営利団体(Non-Profit Organization)、  
営利を目的とせず、公益のために活動する  
民間団体の総称。

平成 10 (1998) 年 12 月「特定非営利  
活動促進法(NPO法)」施行。



## 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

「広島県男女共同参画推進条例」(資料編61～63ページ参照)の基本理念や「広島県男女共同参画基本計画」(資料編66～67ページ参照)の周知を図るとともに、身近なところから男女共同参画を実践できるよう啓発を行うため、人権啓発フェスティバル広島会場において、ワークショップ「みんなで築く男女共同参画社会」を開催しました。

また、男女共同参画週間にパネル展示等を実施したほか、ラジオ、インターネット、広報誌などや各種研修会、セミナー等の機会を通じて、男女共同参画に対する理解が深まるよう啓発を行いました。

(環境生活部)

### 男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

平成13(2001)年度から内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱で実施。

平成16(2004)年度の標語  
「お互いの個性がひかる共同参画」

平成17(2005)年度の標語  
「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」

### ワークショップ「みんなで築く男女共同参画社会」 ～私たちの生活の中から～

開催日：平成16(2004)年12月5日(日)

開催地：広島市

参加者：60名

#### 【コーディネーター】

野原建一さん(広島県立大学教授)

#### 【パネリスト】

天部テルミさん(社)広島県雇用開発協会障害者業務部長)  
安藤 周治さん(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター代表理事)  
宇根本 茂さん(尾道市立栗原小学校おやじくらぶ)  
吉川 明子さん(ひろしま女性大学修了生)



## 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

### (1) 男女共同参画に関する教育の充実

男女が共に子育ての責任を果たすなど、家庭教育のあり方についての理解を深めるため、市町教育委員会を中心とした協議会に委託し、思春期の子どもを持つ親のための講座など、子育ての時期に応じた家庭教育講座を実施しました。

(教育委員会)

### (2) 生涯を通じた学習機会の提供

地域における男女共同参画に向けた機運の醸成を図るため、(財)広島県女性会議(資料編72~73ページ参照)が市町や地域団体等と連携し、県内3地域において実施する「地域入門講座」の開催を支援しました。

開催に当たっては、地域の女性リーダーや「ひろしま女性大学」(資料編72ページ参照)の修了生が中心となり、地域のニーズに沿ったプログラムを作成するなど、修了生等に対する活動の場の提供にもつながりました。

(環境生活部)

#### < 「地域入門講座」開催状況 >

開催期間	開催地	事業内容	受講者数 (人)	修了者数 (人)
平成16(2004)年10月～11月 (5日間)	竹原市	講義, ワークショップ	38	33
平成16(2004)年11月～12月 (5日間)	三次市	講義, 討議, 寸劇	27	20
平成16(2004)年12月～17(2005)年2月 (5日間)	千代田町	講義, 討論, 劇	22	17

#### 三次市地域入門講座

(平成16(2004)年12月18日)



### 「女性のチャレンジ賞」(内閣府表彰)

「I W A D環境福祉専門学校」は、女性が自らの意欲と能力によって未来を切り開いていくチャレンジの支援に取り組んでおり、平成16(2004)年度「女性のチャレンジ支援大賞」(内閣官房長官賞)を受賞。技術と専門知識を習得し、一人ひとりが自立を目指し社会に貢献できる人材の育成に努めています。

#### 活動内容

平成15(2003)年に開校した男女共学の専修学校であるが、平成5(1993)年に全国初の女性を対象にした左官等養成講座として開講された。

以来、技術や資格の取得による女性の能力向上に尽力し、新たな分野、すなわち従来女性の参加が少なく「男性の職場」と言われてきた職種に活動の場を広げる横へのチャレンジや、出産・育児後の再チャレンジについて積極的に支援している。

また、日野佳恵子さん(株式会社ハー・ストーリィ代表取締役)は、平成16(2004)年度「女性のチャレンジ賞」(男女共同参画局長賞)を受賞しています。

#### 女性のチャレンジ賞

起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体等を顕彰。平成16(2004)年度創設。

表彰は、毎年6月の「男女共同参画週間」(32ページ参照)に合わせて実施されている。

### 3 家庭における男女共同参画の推進

#### 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

家庭教育に関する情報を提供するとともに、地域社会全体で行う子育て家庭の支援や子育て相談に携わる人材の育成など、子育て支援体制を充実させるため、子育て中の親子が気軽に集うことのできる場の提供などの基盤整備を行う市町を支援したほか、市や市町教育委員会を中心とした協議会に委託して、家庭教育への支援活動を行う子育てサポーターリーダーを養成しました。

(福祉保健部)(教育委員会)

#### 呉市子育て交流広場

輪っかのハンドルでドライブ。

「踏み切りを通りまっす!!!」



## 1 生涯を通じた健康と自立の支援

### (1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。

また、女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに、周産期医療体制及び小児救急医療体制の整備を図りました。

(福祉保健部)

### (2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援

高齢者及び障害者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、スポーツ、健康づくりや地域活動への参画を促進したほか、高齢者及び障害者が安心して暮らすための自立と介護に向けた社会的支援を充実させるなど、「ひろしま高齢者プラン(平成15～19年度)」及び「広島県障害者プラン」の推進に努めました。

(福祉保健部)

#### ひろしま高齢者プラン(平成15～19年度)

老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、広域的な観点から、本県において、今後必要となる介護サービスを含む保健福祉サービスの整備目標と提供体制を定めたもので、市町村の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。

【作成年月】平成15(2003)年3月

【計画期間】平成15(2003)～19(2007)年度

#### 広島県障害者プラン

21世紀初頭に構ずべき本県の障害者施策の基本的方向と推進方策を定めた基本計画(10年間)と前期5年間で達成すべき障害者福祉サービスの目標等を定めた重点実施計画からなり、障害者の地域生活を推進し、共生社会の実現を目指した計画。

【作成年月】平成16(2004)年3月

【計画期間】基本計画：平成16(2004)～25(2013)年度  
実施計画：平成16(2004)～20(2008)年度

## 2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

### (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

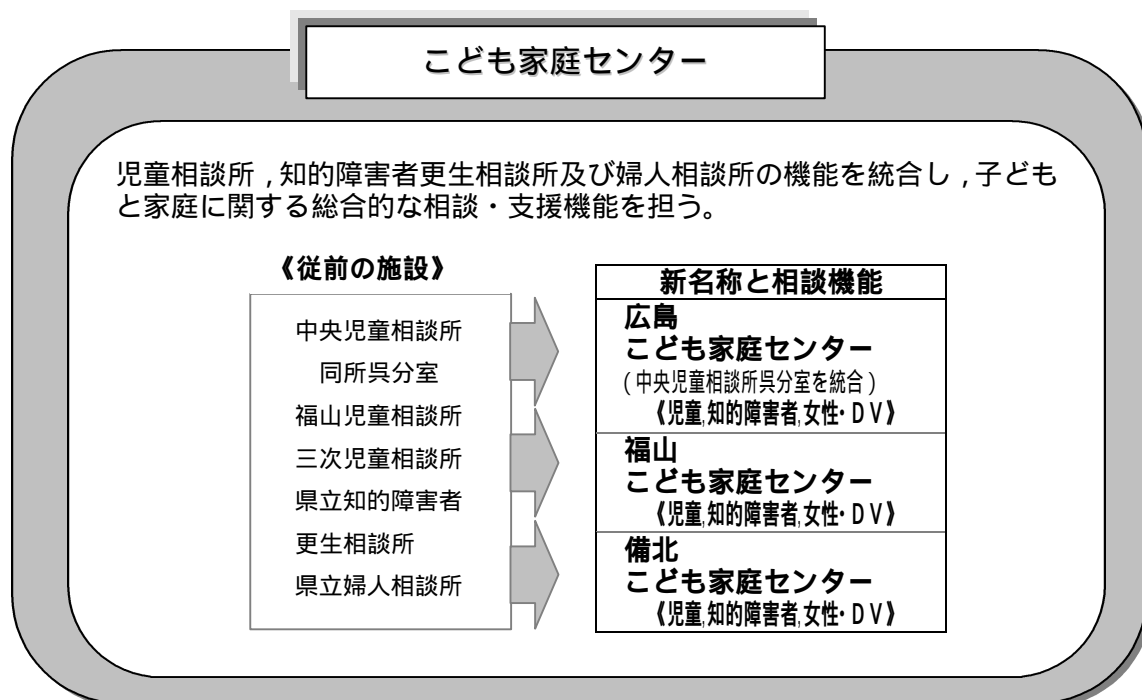
#### 配偶者からの暴力をはじめとする男女間の暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、県立婦人相談所において休日・夜間の電話相談に対応できる体制を整備したほか、被害者の安全を確保するための一時保護委託や精神科医、弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。

また、民間支援団体が行う、普及啓発、シェルター立上げや被害者ケアを支援しました。

さらに、増加する児童虐待や非行、DVなど、子どもや家庭に関する問題への総合的な対応を行うため、児童相談所、知的障害者更生相談所及び婦人相談所の機能を統合し、広島、福山及び備北の3か所に「こども家庭センター」を開設することとし整備を進めました。(平成17(2005)年7月開所)

(福祉保健部)



### DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援の体制を整備することにより，配偶者からの暴力を防止し，被害者の保護を図るため，平成13（2001）年に施行。

被害者からの申立てにより，裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは，夫やパートナーなどからの身体的，経済的，性的，精神的暴力などをいう。

### シェルター

民間団体によって運営されている，暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。居住場所や食事等を提供し，様々な相談に応じるなど，被害者に対する援助を行っている。

また，行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに，相互の連携を強化するため，「配偶者に対する暴力」関係機関連絡会議を開催しました。

（福祉保健部）

### 「配偶者に対する暴力」関係機関連絡会議

行政機関や民間団体等の関係機関が連携して，配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13（2001）年10月に関係機関連絡会議を設置。

平成14（2002）年10月には，関係機関との連携をより緊密にし，きめ細やかな相談・支援を行うため，県内を3地区（西部・東部・北部）に分け，各地区ごとにブロック別連絡会議を設置。

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間における暴力を防止するための取組の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等あらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

(総務企画部)(環境生活部)(商工労働部)(教育委員会)

**セクシュアル・ハラスメント**

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

男女雇用機会均等法(23ページ参照)においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

また、ストーカー規制法やDV防止法(37ページ参照)等、男女間の暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、婦人相談員の増員など、相談体制の充実を図りました。さらに、被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。

(福祉保健部)(警察本部)

**ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)**

年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため平成12(2000)年に施行。

「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。

また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

### 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を促進するため、アジア諸国や韓国からの参加者を対象とした研修を実施する（財）広島県女性会議（資料編 72～73 ページ参照）を支援したほか、平和意識の啓発を行いました。

また、国際連合を始めとする国際機関の動向や国際的な取組指針など、男女共同参画に関する国からの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（総務企画部）（環境生活部）

#### 国際交流・国際理解事業

開催日：平成16（2004）年7月16日（金）

開催地：エソール広島（広島市）

参加者：韓国航空大学附属社会人大学学生23名

内 容：「広島県における男女共同参画社会の概況について」

〔講師〕鈴岡章子さん（（財）広島県女性会議常務理事）

「女性の社会参画～私の経験から～」

〔講師〕平田富美子さん（IWAD 環境福祉専門学校理事長・学校長）

施設見学，意見交換 など





### 3 行動目標フォローアップ一覧

#### 環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値(年度)	現況値(年度)	目標値(年度)	達成見込み			
<b>1 働く場における男女共同参画の推進</b>							
<b>(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備</b>							
多機能保育所	49か所	H14 (2002)	59か所	H16 (2004)	70か所	H16 (2004)	-
*1 ファミリー・サポート・センター	3か所	H14 (2002)	4か所	H16 (2004)	20か所	H21 (2009)	20か所
*1 低年齢児保育	6,722人	H14 (2002)	17,250人	H16 (2004)	20,621人	H21 (2009)	20,621人
*1 放課後児童クラブ	160クラブ	H14 (2002)	392クラブ	H16 (2004)	421クラ ブ	H21 (2009)	421クラ ブ
*1 延長保育	87か所	H14 (2002)	322か所	H16 (2004)	398か所	H21 (2009)	398か所
<b>(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進</b>							
家族経営協定の締結数	62件	H13 (2001)	101件	H16 (2004)	328件	H22 (2010)	328件
<b>(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備</b>							
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	33人	H13 (2001)	44人	H16 (2004)	100人	H22 (2010)	100人
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	158グループ	H13 (2001)	160グループ	H16 (2004)	300グループ	H22 (2010)	300グループ
<b>2 地域社会活動における男女共同参画の推進</b>							
<b>(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進</b>							
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(全審議会)	22.3%	H14 (2002)	23.3%	H16 (2004)	25.0%	H17 (2005)	25.0%
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(法令等により構成員の職務分野が指定されている4審議会(注1)を除く。)	28.4%	H14 (2002)	28.9%	H16 (2004)	30.0%	H17 (2005)	30.0%
ひろしま女性大学(人材養成課程)修了生累計	678人	H14 (2002)	764人	H16 (2004)	800人	H17 (2005)	800人
<b>(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進</b>							
*2 特定非営利活動法人数	96団体	H13 (2001)	326団体	H16 (2004)	400団体	H17 (2005)	400団体
NPO・ボランティアのサポートセンターの開設数	2団体	H13 (2001)	4団体	H16 (2004)	4団体	H17 (2005)	4団体
<b>3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備</b>							
<b>(3) 市町村等との連携強化・取組支援</b>							
男女共同参画計画を策定した市町村の割合	18.6%	H14 (2002)	41.4%	H16 (2004)	50.0%	H17 (2005)	50.0%
男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等に明記している市町村の割合	60.5%	H14 (2002)	100.0%	H16 (2004)	全市町	H17 (2005)	全市町

## 人 づ く り

指 標 名	計画策定時の数値(年度)		現況値(年度)		目標値(年度)		達成見込み
<b>2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実</b>							
(2) 生涯を通じた学習機会の提供							
生涯学習活動をしている県民割合	44.9%	H14 (2002)	44.9%	H14 (2002)	80.0%	H17 (2005)	-
生涯学習リーダーの養成人員	2,312人	H13 (2001)	2,740人	H16 (2004)	2,750人	H17 (2005)	2,750人
<b>3 家庭における男女共同参画の推進</b>							
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
市町村母親クラブの設置数	20組織	H14 (2002)	14組織	H16 (2004)	49組織	H16 (2004)	-
*1 地域子育て支援センター	30か所	H14 (2002)	65か所	H16 (2004)	104か所	H21 (2009)	104か所

## 安 心 づ く り

指 標 名	計画策定時の数値(年度)		現況値(年度)		目標値(年度)		達成見込み
<b>1 生涯を通じた健康と自立の支援</b>							
(2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援							
*3 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)定員数	8,381人	H13 (2001)	9,126人	H16 (2004)	10,504人	H19 (2007)	10,504人
*3 訪問介護(ホームヘルプサービス)提供量(週当たり)	49,862回	H13 (2001)	81,776回	H16 (2004)	72,276回	H17 (2005)	72,276回
*3 介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)定員数	1,719人	H13 (2001)	1,841人	H16 (2004)	2,802人	H19 (2007)	2,802人
*3 高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)整備数	18か所	H13 (2001)	20か所	H16 (2004)	34か所	H19 (2007)	34か所
福祉サービス利用援助事業契約件数	107件	H13 (2001)	174件	H16 (2004)	170件	H17 (2005)	170件
<b>2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進</b>							
(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進							
配偶者暴力相談支援センター設置数	1か所	H14 (2002)	1か所	H16 (2004)	3か所	H17 (2005)	3か所
一時保護施設数	2か所	H14 (2002)	3か所	H16 (2004)	3か所	H17 (2005)	3か所

(注1) 4審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会をいう。

(注2) 計画策定時の数値は、H13(2001)年度末又はH14(2002)年度中途の数値である。

(注3) 指標のうち、「環境づくり」の1(2)及び「人づくり」の3(2)中、\*1印を付したのものについては、「未来に輝くこども夢プラン」が平成16(2004)年度末に策定されたことから、このプランの目標数値及び年度に変更している。なお、この現況値及び目標値には、広島市及び福山市の数値が含まれている。

(注4) 指標のうち、「環境づくり」の2(2)中、\*2印を付したのものについては、「県政中期ビジョンひろしま夢未来宣言第4期実施計画」が平成15(2003)年度末に策定されたことから、実施計画の目標数値に変更している。

(注5) 指標のうち、「安心づくり」の1(2)中、\*3印を付したのものについては、「ひろしま高齢者プラン」が平成14(2002)年度末に改定されたことから、「ひろしま高齢者プラン(平成15年~19年度)」の目標数値及び年度に変更している。なお、訪問介護提供量は平成16年4月~平成17年3月の平均値である。

## 第 3 部

平成 17 (2005) 年度に  
県が講じようとする施策

# 平成17(2005)年度男女共同参画関係事業一覧

## 基本的な視点

### 基本となる施策の方向

#### 県の施策

#### 具体的施策

事業名及び事業概要	予算額 (千円)	担当機関
(注) 予算額は、平成17(2005)年度の当初予算額を示している。		

## 環境づくり

### 1 働く場における男女共同参画の推進

#### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くための職場環境の整備

男女雇用機会均等セミナーの開催 男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解と法の定着促進を図るため、男女雇用機会均等月間(6月)を中心に啓発活動を実施	213	商工労働部	勤労者福祉室
雇用労働関係調査(働く男女の雇用環境実態調査) 働く女性がその能力を活かしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、県内企業の雇用労働環境を調査し、各種施策の基礎資料とする。	1,070	商工労働部	勤労者福祉室
労働情報誌「ひろしま労働」の発行 女性労働問題等に関する情報の提供 (年4回、各1,600部)	771	商工労働部	勤労者福祉室

女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施などの推進に向けた啓発

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーの開催 女性が能力を十分に発揮し、職場における実質的な格差の是正が図れるよう、女性労働者を対象としたセミナーを開催し、各企業におけるポジティブ・アクションを促進	861	商工労働部	勤労者福祉室
交番への女性仮眠室の設置 女性警察官が、交番で三交替制勤務をできるよう仮眠室を整備		警察本部	
地域男女共同参画推進協議会を通じた啓発 ポジティブ・アクションの推進に向け、地域男女共同参画推進協議会の構成員等に対する啓発を実施		環境生活部	男女共同参画推進室

県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進		総務企画部 人事委員会 教育委員会 警察本部	人事室 総務課 教職員課
自治大学第1部特別課程研修への派遣 自治大学第1部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治大学 ・時期 9～10月 ・対象 1人	380	総務企画部	人事室
女性管理監督者研修会への派遣 地方自治体女性管理監督者研修会へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治体女性管理者フォーラム ・時期 11月 ・対象 1人	159	総務企画部	人事室
女性職員政策形成セミナーの実施(自治研修センター事業) 女性職員を対象に、政策形成に必要な能力を総合的に強化するためのポジティブアクションとして企画・実施		総務企画部	人事室
女性警察官の人材養成と職域拡大 女性警察官の人材養成と各部門への職域拡大		警察本部	

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

育児・介護休業法等の周知徹底及び職業生活と家庭生活の両立を支援する制度の導入・活用の促進

普及啓発 両立支援制度の導入等企業への啓発		商工労働部	勤労者福祉室
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催 ファミリー・フレンドリー企業(仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業)における人事労務管理制度について、広く企業等への周知を図り、ファミリー・フレンドリー企業への転換を促進	210	商工労働部	勤労者福祉室
「子育てにやさしい広島推進協議会」開催事業 県行動計画の着実な推進と検証のため推進協議会を開催	254	福祉保健部	児童支援室

職業生活と家庭生活の両立や地域活動への参画に向けた労働時間の短縮等の取組を推進するための啓発

普及啓発 時短、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇の導入等企業への啓発		商工労働部	勤労者福祉室
--	--	-------	--------

男女が子育てや介護をしながら安心して働き続けるための多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の充実

乳児保育促進事業 産後休暇、育児休業明け入所のため、年度中途に乳児入所枠を確保する市町に助成(民営保育所のみ対象) 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	21,392	福祉保健部	家庭支援室
一時保育事業等 一時保育事業を行う市町に助成 ・非定型的保育サービス事業 ・緊急保育サービス事業 ・私的理由による保育サービス事業 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	40,009	福祉保健部	家庭支援室
保育所地域活動事業 地域の特性に応じた幅広い活動事業等を行う市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3 一部、市町に対する交付金化	1,466	福祉保健部	家庭支援室
休日保育事業 日曜日や祝祭日に保育を実施する市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	1,358	福祉保健部	家庭支援室
特定保育事業 恒常的な入所に至らない週一定程度利用する児童の保育を実施する市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	1,224	福祉保健部	家庭支援室
放課後児童健全育成事業 放課後の児童の安全を確保するとともに、児童の育成・指導、遊びによる発達の助長を促進 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	241,940	福祉保健部	児童支援室

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

パートタイム労働者・派遣労働者の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発

普及啓発 パートタイム労働法等の普及啓発		商工労働部	勤労者福祉室
-------------------------	--	-------	--------

多様なライフスタイルに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実

在宅ワーク支援事業 在宅ワーク(内職)に関する相談、あっせん及び技術指導などを委託実施 委託先：(財)広島県女性会議	5,265	商工労働部	勤労者福祉室
--	-------	-------	--------

育児や介護を理由とした退職者の再就職ニーズに沿った能力開発の支援

高等技術専門学校における短期課程訓練の実施 短期課程訓練として離転職等の女性を主たる対象とした職業訓練 1 広島高等技術専門学校 ・介護サービス科 定員:30人(延60人) 訓練期間:6か月、入校時期:4月、10月 ・調理サービス科 定員:20人(延40人) 訓練期間:6か月、入校時期:4月、10月 2 福山高等技術専門学校 ・介護サービス科 定員:30人(延60人) 訓練期間:6か月、入校時期:4月、10月	3,770	商工労働部	職業能力開発室
---	-------	-------	---------

働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働情報の集約・提供

ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」の運営 求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を一元的に提供するサイトの運営等	3,905	商工労働部	雇用対策室
ひろしま若者しごと館の運営 若者に対する就業支援をワンストップで提供する拠点「ひろしま若者しごと館」の運営、福山サテライトの新設	22,606	商工労働部	雇用対策室



(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発

普及啓発及び取組支援 ・商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	6,700	商工労働部	経営支援室
普及啓発及び取組支援 ・農山漁村地域の女性団体等の取組支援、活動状況の広報等		農林水産部	経営企画室

農林水産業における男女の役割の適正な評価や互いに協力して経営に参画するための環境の整備

新規就農等総合対策事業 <女性・高齢者農業経営参画推進事業> 農村の女性・高齢者の農業経営への参画を促進するため、次の事業を実施 ・地域営農普及組織における普及活動の実施 ・生活研究グループ等が実施する研修会等への支援 <市町村等推進事業> 市町が実施する男女共同参画に関する女性の能力向上のための研修会の開催等に対する支援	1,500	農林水産部	経営企画室
--	-------	-------	-------

地域間・異業種間の交流支援及び男女の幅広い社会参画の促進

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援

起業家創出支援 起業希望の女性を対象とするセミナー「女性起業家養成塾」の開催 ・ビジネスプラン作成セミナー、ビジネスプラン発表会	1,960	商工労働部	新産業振興室
--	-------	-------	--------

技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援

経営・技術力強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,000	商工労働部	経営支援室
--	-------	-------	-------

経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の整備

資質向上対策推進事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,400	商工労働部	経営支援室
--	-------	-------	-------

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

様々な分野での政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発

普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議への支援 等		環境生活部 全部局	男女共同参画 推進室
治安対策 「減らそう犯罪」安全なまちづくり推進条例に基づく広島県「減らそう犯罪」推進会議への参画		警察本部 全部局	

県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用

審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進 (委員の職が指定されている4審議会を除く目標30%)		総務企画部 教育委員会 全部局	人事室 総務課 教職員課
---	--	-----------------------	--------------------

市町村の行政委員会・審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発

法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画の普及啓発		環境生活部	男女共同参画 推進室
---	--	-------	---------------

政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

ひろしま女性大学の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、「ひろしま女性大学」の運営を支援 ・実施主体 (財)広島県女性会議 ・期 間 17(2005)年10月～18(2006)年9月[1年間] ・定 員 (人材養成課程)広島校36人、福山校24人 (通信課程)30人	4,325	環境生活部	男女共同参画 推進室
「ひろしま女性いきいき講座」の開催支援 地域における男女共同参画社会づくりを推進する上で主要な担い手となる女性の人材養成を支援 ・実施主体 (財)広島県女性会議 ・内 容 事業企画など実践活動に必要な技術の修得等 ・期 間 17(2005)年10月～18(2006)年9月[1年間] ・定 員 15人	867	環境生活部	男女共同参画 推進室

## (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

男女の地域活動への参画機会の拡大に向けたボランティア，NPO等が活動しやすい環境の整備

NPO・ボランティア活動促進事業 NPOに対する県民の理解促進，NPOと行政・企業あるいはNPO同士の交流を図るための「NPOフォーラム」の開催	1,500	環境生活部	県民文化室
市町村ボランティアセンター活動事業 地域における今後のボランティア活動の普及・促進のため市町村ボランティアセンターの基盤整備を図り，住民のだれもが，いつでもどこでも活動を始めることができ，支援を受けられる体制を整備 ・実施主体 市町社会福祉協議会 ・補助基本額 3,200千円以内 【負担割合】 県2/3(国1/3)，市町1/3	2,133	福祉保健部	地域福祉室
広島県地域女性団体連絡協議会活動助成 男女共同参画社会の実現に向けて活動するリーダーを養成し，活力ある地域社会を形成	338	教育委員会	生涯学習課

男女の地域活動への参画を促進するための積極的な情報提供

地域の取組支援 ・地域男女共同参画推進協議会の運営を支援するとともに情報交換の場として活用 ・国や他の地方公共団体等の取組状況等に関する情報を県内関係機関等へ幅広く提供	738	環境生活部	男女共同参画推進室
--	-----	-------	-----------

## 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

### (1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的な施策の推進

男女共同参画推進本部(幹事会)の開催 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討		環境生活部 全部局	男女共同参画推進室
--	--	--------------	-----------

施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証

年次報告の作成 行動目標の達成に向けた施策推進状況の把握，具体的施策の成果の検証(男女共同参画基本計画に掲げる行動目標の達成に向けた進行管理)	240	環境生活部 全部局	男女共同参画推進室
--	-----	--------------	-----------

男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

男女共同参画に関連する基礎数値の調査・分析 男女共同参画に関連するデータ収集・分析，市町及び大学等の取組状況に関する調査		環境生活部 全部局	男女共同参画推進室
---	--	--------------	-----------

### (2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての機能の充実及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業展開

エソール広島の管理・運営，事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため，その管理運営を行う(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
広島県女性総合センター修繕事業 建物外壁の改修	5,960	環境生活部	男女共同参画推進室

男女共同参画推進に関する情報の集約及び県民等からの要望に適切に対応するための体制整備

男女共同参画に関する各種情報の提供を支援 <エソール広島情報センターの運営> 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体：250団体 ・人材情報 エソール人材バンク：登録者800人 ・各種資料 図書，行政資料，ビデオ等 ホームページ運営	1,216	環境生活部	男女共同参画推進室
エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか，女性の学習，社会参画等の活動に関する相談に対応	899	環境生活部	男女共同参画推進室

### (3) 市町村等との連携強化・取組支援

男女共同参画社会づくりに向けた情報提供や啓発などの市町村等との連携強化及び男女共同参画の推進に向けた取組に対する積極的な支援

地域男女共同参画推進事業 男女共同参画を推進するため、地域団体等が地域の实情に応じて実施する住民参加型イベント(講演会, シンポジウム, ワークショップ等)に対し助成 ・開催場所 2か所 ・実施主体 地域男女共同参画推進協議会等	800	環境生活部	男女共同参画推進室
---	-----	-------	-----------

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で自主的な活動を展開するNGO, NPO等の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公的サービスの提供

地域団体等の活動支援 地域団体, ボランティア団体等の活動と交流を支援するため、活動交流支援センターを運営する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
市町男女共同参画担当者会議の開催 男女共同参画に関する国や県の取組状況等の紹介, 情報交換		環境生活部	男女共同参画推進室

## 人づくり

### 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

#### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革

社会における制度・慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするための啓発

法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法, 男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画の普及啓発		環境生活部	男女共同参画推進室
県民参加型の啓発活動の実施 人権啓発講演会, 人権啓発セミナー等の開催		環境生活部	人権施策室

幼児期から高齢期に至るまでの様々なステージに応じた男女共同参画に向けた意識の啓発

法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法, 男女共同参画推進条例等の普及啓発		環境生活部	男女共同参画推進室
--	--	-------	-----------

#### (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解し, 得た知識を活用するための広報・啓発

普及啓発 リーガル・リテラシー(法や制度を正しく理解し, 得た知識を活用することができる能力)に関する講座を実施する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
--	--	-------	-----------

多様な機会や媒体を通じ, 男女共同参画に対する理解を深めるための広報・啓発

男女共同参画週間事業の実施 パネル展示, 啓発パンフ, 広報誌等の配布 関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施		環境生活部	男女共同参画推進室
機関誌等による啓発 「県民だより」及びTV等による広報・啓発		環境生活部 全部局	男女共同参画推進室

#### (3) メディアにおける男女共同参画の推進

男女の人権に対する配慮を欠く取扱いの防止などのメディアの自主的な取組に向けた啓発

普及啓発 メディアの人権を尊重した表現が促進されるよう相談・助言		環境生活部 総務企画部	男女共同参画推進室 広報室
インターネットなど新たなメディアへの対応 インターネットなど新たなメディアにおけるわいせつ情報や性的商品化に対する取締りの強化		警察本部	

メディアからもたらされる情報を主体的に読み解いていく能力の必要性についての啓発

普及啓発 メディア・リテラシー(メディアからもたらされる情報を主体的に読み解いていく能力)等に関する講座を実施する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
---	--	-------	-----------

県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に基づく広報の実施		環境生活部 全部局	男女共同参画推進室
--	--	--------------	-----------

## 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

### (1) 男女共同参画に関する教育の充実

男女共同参画の理念を正しく理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための幼児期からの年齢に応じた教育の充実

家庭教育支援総合推進事業(国庫委託事業) 家庭教育支援の充実を図るため様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を推進する。(子育て中の親向け、妊娠期の親向け、明日の親となる中高校生向け、祖父母向け等) ・民間団体を中心とした協議会		教育委員会	生涯学習課
---	--	-------	-------

### (2) 生涯を通じた学習機会の提供

男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供

社会教育施設等における講座の実施 <生涯学習指導者養成事業> 市町及び各団体における社会教育関係者を対象に、生涯学習推進に必要な知識・技術についての研修を深め、生涯学習推進指導者を養成 ・文部科学省主催の専門講座への参加		教育委員会	生涯学習課
---	--	-------	-------

男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような研修機会の提供

学習機会の提供 地域支援事業により学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
--	--	-------	-----------

男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

広島県学習機会提供事業 高等教育機関、民間、行政等が幅広く連携し、社会人等の学習ニーズに適切に対応した学習機会を全県的に提供(インターネットによる情報提供の充実) 1 学習情報の収集・提供 ・インターネット広報 「ひろしままなびネット」の拡充 2 学習機会提供事業の実施 ・高等教育機関との共同開催講座 1コース ・高等教育機関連携公開講座 3コース		教育委員会	生涯学習課
情報の提供 社会参画に関する学習情報を提供する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室

### (3) 研修の充実・支援

県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施

自治総合研修センター事業 人権問題職場研修推進員研修において、個別テーマとして研修を実施		総務企画部 環境生活部	人事室 男女共同参画推進室
職場研修の実施		各部局	

市町村職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修機会の提供

自治総合研修センター事業 ひろしま自治人材開発機構が市町村職員等を対象に実施している研修に個別テーマを設定して実施		総務企画部 地域振興部	人事室 地域行政室
--	--	----------------	--------------

男女共同参画の意識を醸成するための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

情報の提供 男女共同参画に係る各種講座や講師等に関する情報の提供		環境生活部 商工労働部	男女共同参画推進室 勤労者福祉室
-------------------------------------	--	----------------	---------------------

### 3 家庭における男女共同参画の推進

#### (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

男女が共に責任をもつ家庭を築くための多様な機会を通じた広報

普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
------------------------------------	--	-------	-----------

家族の構成員が互いに尊重し協力し合って、家事・育児・介護など家族の一員としての責任を果たすための啓発

普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室
広島県高等学校家庭クラブ連盟の育成 家庭クラブ員が家庭科の学習を通して得た知識・技術を日常生活に取り入れ、よりよい家庭生活を築いていくという意識を醸成		教育委員会	指導第二課

#### (2) 家庭教育・子育て支援の充実

家庭教育の重要性を再評価し豊かな心を育む教育を推進するための情報提供の充実

情報の提供 家庭教育手帳の配布等による家庭教育に関する情報提供		教育委員会	生涯学習課
------------------------------------	--	-------	-------

男女共同参画の視点に立った子育てや家庭教育に関する学習・相談機会の充実

未熟児訪問指導 保健所保健師が未熟児及びその保護者へ訪問指導を行い、育児不安を解消	269	福祉保健部	健康増進・歯科保健室
「こども・家庭110番」電話相談事業 <子ども何でもダイヤル> 子育てや子ども自身の悩みについて電話相談により早期、適切に援助	5,912	福祉保健部	児童支援室

地域社会全体で行う子育て家庭の支援及び子育て相談に携わる人材の育成やネットワークづくりなどの子育て支援体制の充実

地域子育て支援センター事業 保育所等を地域の子育て支援センターとして、子育て家庭に対する育児相談・指導・支援及び地域子育てサークル活動への支援等を行う市町に対し助成	174,207	福祉保健部	家庭支援室
子育て支援人材育成事業 子育て支援事業の円滑な実施に向けた人材育成 (財)ひろしまこども夢財団で実施	1,760	福祉保健部	児童支援室
子どもに対する相談体制の充実と相談窓口のネットワーク化		教育委員会	指導第三課
家庭教育支援総合推進事業(国庫委託事業) 家庭教育支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質の向上を図るリーダーの養成や父親の家庭教育への参加の促進を図ることを目的とした事業を実施する。 ・子育てサポーターリーダーの養成 ・父親の家庭教育への参加を促進する交流会等の実施 ・市町教育委員会を中心とした協議会の開催		教育委員会	生涯学習課

## 安心づくり

### 1 生涯を通じた健康と自立の支援

#### (1) 生涯を通じた健康対策の推進

思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージに応じた健康づくり対策の実施

生涯を通じた健康づくりの推進 生活習慣病のり患を減少させ、県民の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防対策を中心とした県民健康増進計画「健康ひろしま21」を推進 ・健康増進普及啓発事業 ・生活習慣病予防地域対策事業 ・給食施設指導	7,773	福祉保健部	健康増進・歯科保健室
老人保健事業の推進 中高年齢者の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・健康診査事業 ・健康手帳の交付	211,462	福祉保健部	健康増進・歯科保健室

女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進

母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進		商工労働部 福祉保健部	勤労者福祉室 健康増進・歯科保健室
----------------------	--	----------------	----------------------



社会問題化しているエイズ、性感染症、薬物乱用などの対策の推進

エイズ予防対策事業 1 推進体制の充実 エイズ対策推進会議を開催 2 普及啓発の推進 啓発資料の作成配布及び講演会等を開催 3 相談体制の充実 カウンセリング能力を有する職員を養成するとともに、保健所(分室)、保健対策室、広島エイズダイヤルで相談業務を実施 ・電話相談 毎週土曜日 第1土曜日は除く 毎週日曜日(9:00～16:00) ・派遣カウンセラーによる相談 随時(医療機関、保健所(分室)からの予約) 4 検査体制の充実 感染の不安がある人などに対し、次の所でエイズ抗体検査を匿名無料で実施 ・各保健所等 ・広島エイズダイヤル(県立広島病院内) 毎月第2・4日曜日 13:00～16:00 5 医療体制の充実 ・エイズカウンセラーの派遣 ・エイズ予防薬の配置	6,474	福祉保健部	保健対策室
感染症対策事業	48,841	福祉保健部	保健対策室
薬物乱用防止対策事業	5,612	福祉保健部	薬務室

母性保護の視点からの性と生殖に関する健康の重要性を認識できる教育・啓発

意識啓発と情報システムの整備の推進		福祉保健部 環境生活部	医療対策室 健康増進・歯科保健室 保健対策室 男女共同参画推進室
-------------------	--	----------------	---

周産期医療及び母子保健医療の充実

広島県周産期医療システム運営事業	8,764	福祉保健部	医療対策室
小児救急医療確保対策事業	131,034	福祉保健部	医療対策室

(2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援

高齢者等が豊かに暮らすための社会参画に向けた機会の提供及び高齢者等の主体的な社会参画を促進するための啓発

明るい長寿社会づくり推進事業 (財)広島県健康福祉センターに、スポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための事業を委託 ・スポーツ、健康づくり及び地域活動の推進 ・高齢者の社会活動を促進するための指導者等の育成 ・高齢者の生きがいと健康づくり関係組織の育成 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭の派遣選手選考及び派遣	56,031	福祉保健部	長寿社会室
老人クラブの育成 老人が教養の向上、地域社会との交流、健康づくり等の自主的なクラブ活動に参加し、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市町が行う老人クラブ育成事業や(財)広島県老人クラブ連合会の研修事業等に助成 ・クラブ数 2,063クラブ ・会員数 123,462人 (広島市、福山市を除く。)	53,479	福祉保健部	長寿社会室
市町村障害者社会参加促進事業 障害者の社会参加を促進する事業を実施する市町に助成	55,100	福祉保健部	身体障害者福祉室
聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供を行い、障害者全体の交流を促進 (福)広島県社会福祉協議会に委託	3,433	福祉保健部	身体障害者福祉室
高齢者就業支援事業 高齢者の就業を通じた社会参画を図るための、(社)広島県シルバー人材センター連合会に対する補助	12,000	商工労働部	雇用対策室
障害者在宅ワーク支援研修事業 障害者のホームページ作成研修を実施し、障害者の在宅勤務を促進	14,169	商工労働部	雇用対策室
障害者就業支援事業 障害者の雇用・就業支援を行う「広島地域障害者雇用支援センター」に対する補助	6,084	商工労働部	雇用対策室

高齢者等が安心して暮らすための自立・介護に向けた社会的支援などの環境整備

<p>介護予防研修相談センター事業                  介護知識・技術及び福祉用具の普及、介護予防の推進等により、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を支える地域づくりを支援                  ・運営方法 (財)広島県健康福祉センター(指定管理者)                  ・事業内容 ・介護知識・技術の普及のための研修                  ・福祉用具の展示・相談                  ・専門相談(認知症介護・虐待・権利擁護等)</p>	31,150	福祉保健部	高齢者福祉室
<p>特別養護老人ホーム等整備費補助金                  ねたきり老人等であって、居宅において常時介護を受けることが困難な人のために、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を促進                  ・特別養護老人ホーム整備費補助金(9か所)                  ・養護老人ホーム整備費補助金(1か所)                  ・ケアハウス(軽費老人ホーム)整備費補助金(1か所) など</p>	896,150	福祉保健部	高齢者福祉室
<p>介護予防・地域支え合い事業                  介護保険制度を円滑に実施するという観点から、在宅の高齢者等に対し、要介護状態にならないようにする(介護予防)とともに、自立した生活への支援(生活支援)を行うため、市町が地域の実情に応じて、介護保険の対象になっていないサービスを一時的メニューの中から提供する場合に、経費を助成                  1 介護予防等事業                  ・介護予防事業                  ・高齢者筋力向上トレーニング事業など                  2 高齢者等の生活支援事業                  ・住宅改修支援事業など                  3 家族介護支援事業                  ・介護用品の支給                  ・家族介護慰労事業など                  4 その他                  ・成年後見制度利用支援事業など</p>	715,846	福祉保健部	高齢者福祉室
<p>介護予防対策事業【新規】                  県内における介護保険サービスの「予防重視型」システムへの円滑な移行を図るため、市町等における介護予防の積極的な展開を支援                  ・筋力向上トレーニング促進事業                  (実践ボランティア養成、広報用ビデオ作成など)                  ・介護予防関係者研修事業</p>	22,787	福祉保健部	高齢者福祉室
<p>ひろしまユニバーサルリビング事業                  中山間地域において、特別養護老人ホーム等の後方支援を受けて、高齢者・障害者等がともに暮らし、地域の介護予防・生きがい活動等も可能な小規模多機能拠点を整備する。</p>	25,000	福祉保健部	高齢者福祉室
<p>在宅介護支援センター事業                  住民が身近に利用できる24時間体制の介護相談、指導窓口を特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に設置する市町に助成                  167か所</p>	543,424	福祉保健部	高齢者福祉室

## 2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

### (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

<p>啓発パンフレットの作成・配布                  配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、各種パンフレットを作成(配偶者暴力相談支援センターリーフレット・ポスター、DV相談マニュアル等)</p>	476	福祉保健部	家庭支援室
<p>被害者に対する情報の提供                  ・広報ポスター、リーフレット等の配布                  ・DV・ストーカー対策ビデオによる広報</p>		警察本部	生活安全企画課

相談・自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化

<p>休日夜間の電話相談                  休日・夜間電話相談員を配置し、被害者からの緊急相談に対応(3名交代制)                  夜間 17:00～20:00(土・日・祝日を除く)、土・日・祝日 10:00～17:00</p>	2,994	福祉保健部	家庭支援室
<p>被害者の広域移送                  配偶者等からの暴力の危険から遠ざけ安全を確保するため、他都道府県の婦人相談所等へ暴力被害者等を移送</p>	751	福祉保健部	家庭支援室
<p>関係機関連絡会議の開催                  配偶者等からの暴力について、適切かつ迅速な対応を行うため連絡会議を開催し、相談・支援体制のネットワーク化を推進(法務局、裁判所、警察、福祉事務所、民間団体等)</p>	182	福祉保健部	家庭支援室
<p>相談業務ネットワーク連絡会議の開催                  相談事項の円滑な引継ぎを行うため、関係機関、団体間の連携強化、情報の共有化</p>		警察本部	

被害者等が安心して相談することができる専門相談員の育成

専門研修の実施 暴力被害者の特性を知り、被害者の二次被害を防ぐため、婦人相談員等関係職員の専門研修を実施	161	福祉保健部	家庭支援室
他都道府県とのネットワークづくりを通じた情報収集 他都道府県との情報交換、暴力被害者の広域移送のためのネットワークづくり、相談業務等に関する情報収集を行うため、各種セミナー等へ参加	479	福祉保健部	家庭支援室
専門研修の実施 ・警察署の囑託相談員に対して対応要領に関する研修を実施 ・心理職員の教養の向上を図るための研修の実施		警察本部	

一時保護施設の拡充など保護体制の充実

一時保護委託の実施 配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に婦人保護施設、民間シェルターに一時保護を委託	5,266	福祉保健部 警察本部	家庭支援室
弁護士確保 保護命令制度の利用等における法的サポートを行うための体制を整備	132	福祉保健部	家庭支援室
県DV被害者支援計画(仮称)の策定【新規】 計画策定委員会の開催 改正DV防止法第2条で都道府県に義務付けられている基本計画の策定	994	福祉保健部	家庭支援室
児童家庭相談支援体制の整備 増加する児童虐待や非行、DV問題への総合的な対応と市町等との役割分担を踏まえた新たな児童家庭相談支援体制の構築に向け、その拠点となる「広島こども家庭センター」のハード・ソフト両機能を整備する。(17年7月開所予定)	466,337	福祉保健部	家庭支援室 児童支援室

民間が実施する相談事業等に対する取組支援

関係機関連絡会議による連携強化、情報の共有化 次の事業の実施を支援 ・普及啓発事業 ・シェルター立ち上げ事業 ・被害者ケア事業	1,096	福祉保健部	家庭支援室
---	-------	-------	-------

加害者の更生のための教育支援

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間における暴力を防止するための取組の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

普及啓発 男女雇用機会均等法の普及啓発		商工労働部	勤労者福祉室
県職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」等に基づき、県職員の意識を高め、セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに、県職員等を対象とした相談窓口（内線電話や電子メール等）において相談に対応		総務企画部 教育委員会	人事室 総務課 教職員課
県立大学におけるハラスメント対策 セクシュアルハラスメントを始め、大学内における人権侵害を防ぐため、相談体制等を整備 ・防止指針の作成 ・相談体制の整備 ・普及啓発等		環境生活部	大学企画管理室

ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発

ストーカー規制法の効果的運用		警察本部	
普及啓発 リーフレット、ポスター等作成・配布		福祉保健部 警察本部	家庭支援室

性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発

有害環境浄化対策の推進 ピンクピラ排除等有害環境浄化活動の推進		環境生活部 警察本部	青少年室
風俗関係事犯・福祉犯取締強化 売(買)春事犯及び女性と青少年の性被害事犯の取締強化		警察本部	

相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成

一時保護委託による保護施設の拡充 < 婦人保護事業 > 1 婦人相談所の運営 売春防止法に基づき、要保護女子の早期発見、転落の未然防止を行うとともに、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して次の業務を実施 ・相談業務 ・調査・医学的、心理学的及び職能的判定・指導 ・一時保護 ・婦人保護施設への収容 2 婦人相談員の設置 要保護女子の転落防止だけでなく、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して相談・指導 ・婦人相談員の増員(3人) (県)婦人相談所 6人、福山児童相談所 1人、三次児童相談所 1人 (市)広島・呉・三原・尾道・福山・三次 8人 3 婦人保護施設への収容保護 要保護女子等の転落防止と保護更生のため施設へ収容し生活指導又は職業指導	78,736	福祉保健部	家庭支援室
被害者対策 心理職員の教養の向上と効果的活用	330	警察本部	

被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実

婦人保護巡回相談会の実施 女性の様々な問題に対し、相談・助言を行い、自立更生を支援		福祉保健部	家庭支援室
一日総合相談会への婦人相談員の派遣		福祉保健部	家庭支援室
被害者対策の推進 1 被害者への情報提供 ・被害者への情報提供 ・相談窓口の広報等 2 捜査過程における二次的被害の防止・軽減 ・性犯罪被害届出用診断書料及び初診料 ・警察施設外相談室借上料 3 被害者の安全確保 ・一時保護対策費 ・緊急通報システム装置 4 被害者支援に関する教養 5 精神的被害回復への支援 ・心理職員の効果的活用 6 関係機関との連携 ・被害者の多様なニーズへの対応 ・広島被害者支援センターへの支援・連携	8,182	警察本部	

暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

女性・子どもを守る施策 1 ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進 ・女性・子どもに対する防犯指導の実施等 ・自主的防犯活動への支援 ・安全・安心なまちづくりの推進 ・子ども緊急通報装置の運用 2 被害に遭った女性・子どもへの支援等 ・つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対する適切な措置、相談体制、被害女性の精神的被害の回復への支援 ・児童虐待に対する取組の強化及び被害少年の保護 ・犯罪の被害に遭った女性・子どもの支援	638	警察本部	
---	-----	------	--

### 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

(1) 国際交流・国際協力の促進

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を促進するための環境整備

平和意識啓発事業 ・平和意識啓発ポスター募集 ・新聞による広報啓発 ・平和懸垂幕の掲示	866	総務企画部	国際企画室
国際交流事業 国際理解を推進するため、県内の団体と外国の女性団体等との交流研究活動を実施する(財)広島県女性会議を支援		環境生活部	男女共同参画推進室

(2) 情報の収集及び提供

男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

情報の提供 国や国際機関の取組等に関する情報を県内に幅広く提供		環境生活部	男女共同参画推進室
------------------------------------	--	-------	-----------

## 第 4 部

### 市 町 の 取 組

# 1 市町の男女共同参画の取組状況等

【平成17(2005)年4月1日現在】

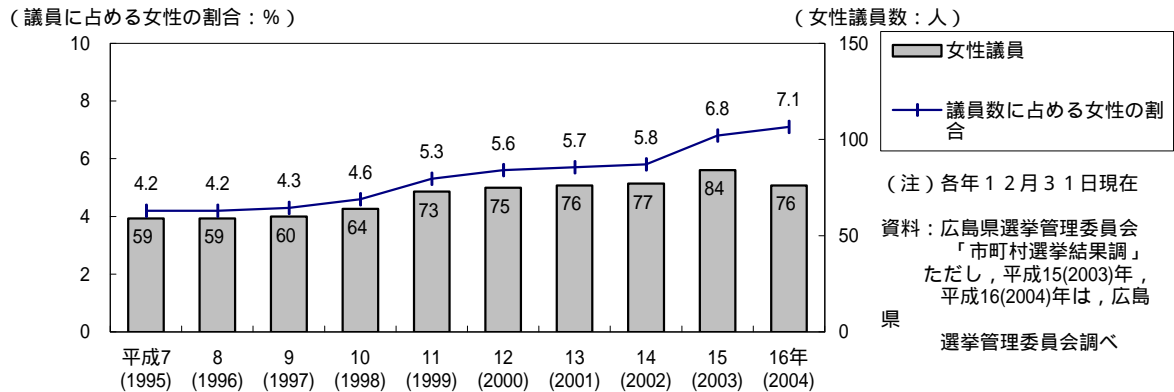
市町名	窓口 <sup>1</sup>	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況			
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月	策定予定	
広島市				広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	広島市男女共同参画基本計画	平成15(2003).6		
呉市	○	○	○	くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画	平成15(2003).3		
竹原市		○	○			たけはら21男女共同参画プラン	平成14(2002).3		
三原市	○								
尾道市	○	○	○			尾道市男女共同参画プラン	平成17(2005).3		
因島市	○	○		因島市男女共同参画推進条例	平成15(2003).4.1	因島市男女共同参画プラン	平成13(2001).3		
福山市	○	○	○	福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画	平成15(2003).3		
府中市	○		○			府中市男女共同参画プラン	平成14(2002).3		
三次市	○			三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画	平成17(2005).3		
庄原市	○								
大竹市	○					おおたけ男女共同参画プラン	平成11(1999).8		
東広島市	○	○	○			東広島市男女共同参画推進計画	平成12(2000).3		
廿日市市	○					廿日市市男女共同参画プラン	平成17(2005).3		
安芸高田市									
江田島市									
安芸郡	府中町	○	○			府中町女性行動プラン	平成8(1996).3		
	海田町	○	○						
	熊野町	○							
	坂町	○							
佐伯郡	大野町	○							
	湯来町	○							
	宮島町								
山県郡	安芸太田町								
	北広島町								
豊田郡	瀬戸田町	○							
	大崎上島町								
世羅	世羅町								
深安	神辺町	○							
神石	神石高原町								
計(29市町)		28	11	13	5		12		9

<sup>1</sup> 窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

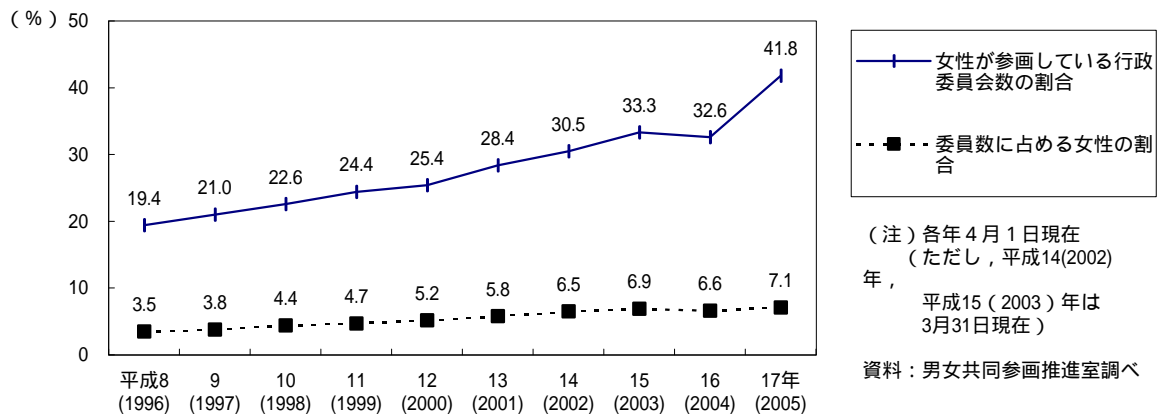


## 2 市町村における女性の参画状況の推移

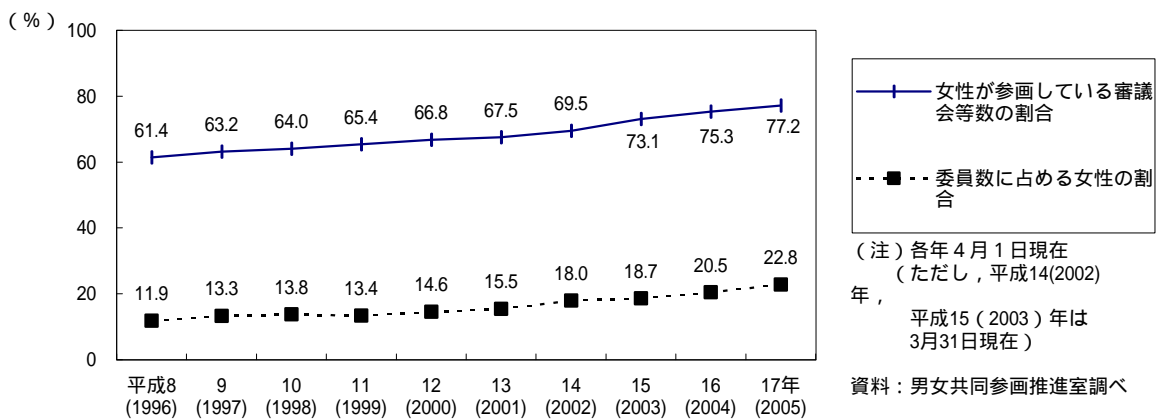
### (1) 市町村議会における女性議員の状況



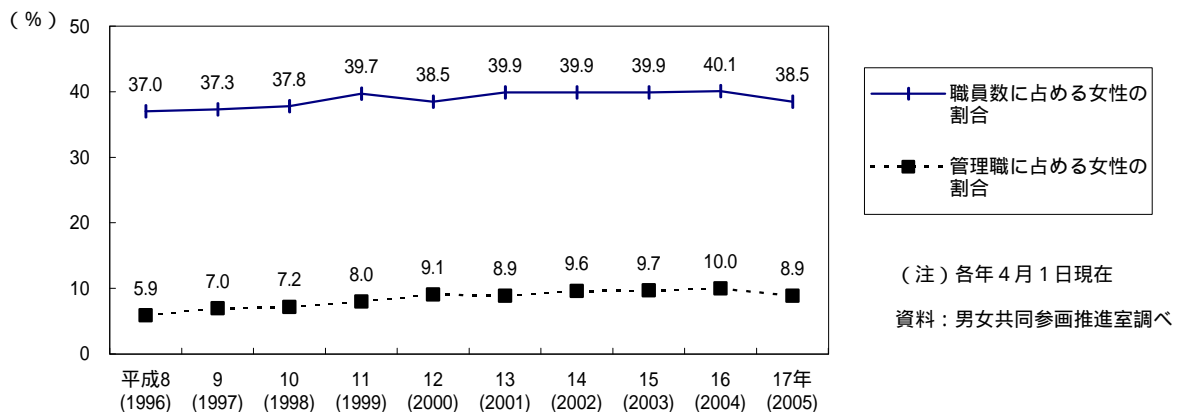
### (2) 市町村における行政委員会(地方自治法第180条の5)への女性の参画状況



### (3) 市町村における審議会等への女性の参画状況



### (4) 市町村における女性職員の管理職(課長相当職以上)への登用状況



### 3 市町議会における女性議員の状況

(平成16(2004)年12月31日現在)

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	60	7	53	11.7
呉市	37	5	32	13.5
竹原市	18	1	17	5.6
三原市	28	2	26	7.1
尾道市	26	1	25	3.8
因島市	22	0	22	0.0
福山市	41	4	37	9.8
府中市	31	2	29	6.5
三次市	38	3	35	7.9
庄原市	18	1	17	5.6
大竹市	18	2	16	11.1
東広島市	29	2	27	6.9
廿日市市	30	3	27	10.0
安芸高田市	22	1	21	4.5
江田島市	52	1	51	1.9
市計	470	35	435	7.4
府中町	20	4	16	20.0
海田町	20	1	19	5.0
熊野町	19	2	17	10.5
坂町	14	1	13	7.1
音戸町	13	1	12	7.7
倉橋町	13	0	13	0.0
蒲刈町	10	1	9	10.0
大野町	15	4	11	26.7
湯来町	15	1	14	6.7
宮島町	9	1	8	11.1
芸北町	12	0	12	0.0
大朝町	12	1	11	8.3
千代田町	18	0	18	0.0

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
豊平町	11	1	10	9.1
安芸太田町	31	3	28	9.7
黒瀬町	17	1	16	5.9
福富町	10	1	9	10.0
豊栄町	12	1	11	8.3
大和町	14	0	14	0.0
河内町	14	1	13	7.1
本郷町	16	0	16	0.0
安芸津町	14	2	12	14.3
安浦町	14	0	14	0.0
豊浜町	10	0	10	0.0
豊町	12	0	12	0.0
瀬戸田町	16	1	15	6.3
大崎上島町	29	1	28	3.4
御調町	15	0	15	0.0
久井町	12	1	11	8.3
向島町	16	2	14	12.5
世羅町	22	0	22	0.0
沼隈町	16	2	14	12.5
神辺町	22	2	20	9.1
神石高原町	18	0	18	0.0
総領町	8	1	7	12.5
西城町	12	2	10	16.7
東城町	12	0	12	0.0
口和町	12	0	12	0.0
高野町	10	1	9	10.0
比和町	10	1	9	10.0
町計	595	41	554	6.9
市町計	1,065	76	989	7.1

## 4 市町における審議会等への女性の参画状況

(1) 行政委員会（地方自治法第180条の5）

（平成17(2005)年4月1日現在）

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性の参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	5	83.3	97	19	19.6
呉市	6	3	50.0	79	3	3.8
竹原市	6	3	50.0	35	4	11.4
三原市	4	2	50.0	73	3	4.1
尾道市	6	4	66.7	59	7	11.9
因島市	6	1	16.7	38	2	5.3
福山市	6	4	66.7	62	4	6.5
府中市	6	4	66.7	53	5	9.4
三次市	6	4	66.7	56	6	10.7
庄原市	1	0	0.0	73	0	0.0
大竹市	6	2	33.3	30	3	10.0
東広島市	6	4	66.7	62	6	9.7
廿日市市	6	3	50.0	59	3	5.1
安芸高田市	6	1	16.7	54	2	3.7
江田島市	6	1	16.7	66	1	1.5
市計	83	41	49.4	896	68	7.6
府中町	5	2	40.0	25	4	16.0
海田町	5	2	40.0	21	2	9.5
熊野町	5	2	40.0	28	2	7.1
坂町	5	0	0.0	28	0	0.0
大野町	5	3	60.0	29	3	10.3
湯来町	5	2	40.0	31	3	9.7
宮島町	5	2	40.0	25	3	12.0
安芸太田町	5	3	60.0	48	5	10.4
北広島町	5	1	20.0	71	2	2.8
瀬戸田町	5	0	0.0	32	0	0.0
大崎上島町	5	1	20.0	33	1	3.0
世羅町	5	0	0.0	49	0	0.0
神辺町	5	2	40.0	36	2	5.6
神石高原町	5	3	60.0	42	4	9.5
町計	70	23	32.9	498	31	6.2
市町計	153	64	41.8	1,394	99	7.1

（注）広域：複数の市町を含む広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめています。

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等

（平成17(2005)年4月1日現在）

市町名	審議会等数			委員数			
	総数	女性の参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	
市町	広島市	60	41	68.3	846	245	29.0
	呉市	34	30	88.2	560	123	22.0
	竹原市	20	16	80.0	242	52	21.5
	三原市	7	3	42.9	122	14	11.5
	尾道市	25	17	68.0	366	71	19.4
	因島市	25	20	80.0	312	60	19.2
	福山市	54	49	90.7	943	224	23.8
	府中市	35	27	77.1	514	115	22.4
	三次市	19	15	78.9	329	90	27.4
	庄原市	2	2	100.0	30	4	13.3
	大竹市	22	16	72.7	234	42	17.9
	東広島市	21	19	90.5	281	87	31.0
	廿日市市	33	24	72.7	434	75	17.3
	安芸高田市	18	14	77.8	370	108	29.2
	江田島市	13	11	84.6	215	36	16.7
	市計	388	304	78.4	5,798	1,346	23.2
	府中町	22	18	81.8	270	66	24.4
	海田町	11	6	54.5	132	17	12.9
	熊野町	9	6	66.7	104	19	18.3
	坂町	22	14	63.6	322	55	17.1
大野町	22	19	86.4	220	59	26.8	
湯来町	9	8	88.9	97	19	19.6	
宮島町	10	7	70.0	101	17	16.8	
安芸太田町	11	9	81.8	162	37	22.8	
北広島町	1	1	100.0	37	15	40.5	
瀬戸田町	12	8	66.7	140	17	12.1	
大崎上島町	13	9	69.2	164	36	22.0	
世羅町	19	14	73.7	299	85	28.4	
神辺町	8	6	75.0	117	14	12.0	
神石高原町	4	4	100.0	120	35	29.2	
町計	173	129	74.6	2,285	491	21.5	
市町計	561	433	77.2	8,083	1,837	22.7	
広域(注)	廿日市市	1	1	100.0	65	21	32.3
	広域計	1	1	100.0	65	21	32.3
合計	562	434	77.2	8,148	1,858	22.8	

## 5 市町における女性職員の管理職（課長相当職以上）への登用状況

(平成17(2005)年4月1日現在)

市町名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	10,107	3,701	6,406	36.6	846	51	795	6.0	8.4	1.4	12.4
呉市	3,131	775	2,356	24.8	296	5	291	1.7	9.5	0.6	12.4
竹原市	270	118	152	43.7	31	1	30	3.2	11.5	0.8	19.7
三原市	1,053	336	717	31.9	91	9	82	9.9	8.6	2.7	11.4
尾道市	1,898	1,009	889	53.2	117	15	102	12.8	6.2	1.5	11.5
因島市	257	116	141	45.1	32	2	30	6.3	12.5	1.7	21.3
福山市	3,835	1,716	2,119	44.7	231	9	222	3.9	6.0	0.5	10.5
府中市	684	343	341	50.1	65	15	50	23.1	9.5	4.4	14.7
三次市	1,045	522	523	50.0	73	15	58	20.5	7.0	2.9	11.1
庄原市	730	293	437	40.1	80	9	71	11.3	11.0	3.1	16.2
大竹市	304	97	207	31.9	52	7	45	13.5	17.1	7.2	21.7
東広島市	1,595	653	942	40.9	194	43	151	22.2	12.2	6.6	16.0
廿日市市	804	295	509	36.7	87	4	83	4.6	10.8	1.4	16.3
安芸高田市	509	157	352	30.8	75	5	70	6.7	14.7	3.2	19.9
江田島市	524	177	347	33.8	89	2	87	2.2	17.0	1.1	25.1
<b>市計</b>	<b>26,746</b>	<b>10,308</b>	<b>16,438</b>	<b>38.5</b>	<b>2,359</b>	<b>192</b>	<b>2,167</b>	<b>8.1</b>	<b>8.8</b>	<b>1.9</b>	<b>13.2</b>
府中町	375	99	276	26.4	38	1	37	2.6	10.1	1.0	13.4
海田町	219	86	133	39.3	49	8	41	16.3	22.4	9.3	30.8
熊野町	173	62	111	35.8	31	4	27	12.9	17.9	6.5	24.3
坂町	109	35	74	32.1	18	1	17	5.6	16.5	2.9	23.0
大野町	269	99	170	36.8	61	2	59	3.3	22.7	2.0	34.7
湯来町	110	48	62	43.6	7	1	6	14.3	6.4	2.1	9.7
宮島町	92	15	77	16.3	26	4	22	15.4	28.3	26.7	28.6
安芸太田町	348	210	138	60.3	44	9	35	20.5	12.6	4.3	25.4
北広島町	418	141	277	33.7	43	3	40	7.0	10.3	2.1	14.4
瀬戸田町	85	26	59	30.6	14	0	14	0.0	16.5	0.0	23.7
大崎上島町	149	48	101	32.2	23	4	19	17.4	15.4	8.3	18.8
世羅町	260	104	156	40.0	43	12	31	27.9	16.5	11.5	19.9
神辺町	376	154	222	41.0	38	2	36	5.3	10.1	1.3	16.2
神石高原町	226	91	135	40.3	35	8	27	22.9	15.5	8.8	20.0
<b>町計</b>	<b>3,209</b>	<b>1,218</b>	<b>1,991</b>	<b>38.0</b>	<b>470</b>	<b>59</b>	<b>411</b>	<b>12.6</b>	<b>14.6</b>	<b>4.8</b>	<b>20.6</b>
<b>市町計</b>	<b>29,955</b>	<b>11,526</b>	<b>18,429</b>	<b>38.5</b>	<b>2,829</b>	<b>251</b>	<b>2,578</b>	<b>8.9</b>	<b>9.4</b>	<b>2.2</b>	<b>14.0</b>

## 6 市町の男女共同参画行政担当窓口

【平成17(2005)年4月1日現在】

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	
広島市	市民局人権啓発部男女共同参画室	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部市民生活課男女共同参画係	737-8501	呉市中央4丁目1-6	0823-25-3476	0823-25-3013	
竹原市	民生部人権推進室人権対策係	725-0026	竹原市中央5丁目5-17	0846-22-7736	0846-22-7736	
三原市	教育委員会青少年女性課青少年女性係	723-0015	三原市円一町2丁目1-1 リーゾンプラザ2F	0848-64-9234	0848-62-1353	
尾道市	教育委員会生涯学習課人づくり推進係	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	0848-20-7444	0848-37-2983	
因島市	人権推進課男女共同参画推進係	722-2392	因島市土生町7-4	0845-26-6213	0845-22-8615	
福山市	人権推進部男女共同参画センター	720-0067	福山市西町1丁目1-1福山口ツツ内	084-991-5011	084-991-5013	
府中市	総務部総務課人権推進係	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7212	0847-46-3450	
三次市	市民生活部ひとづくり推進室ひとづくりグループ	728-0013	三次市十日市東3丁目14-2	0824-64-2832	0824-64-2832	
庄原市	市民生活部人権推進課男女共同参画係	727-0013	庄原市西本町4丁目5-26	0824-75-0305	0824-75-0303	
大竹市	秘書課住民参画係	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	0827-59-2133	0827-57-7130	
東広島市	生活環境部人権推進課男女共同参画係	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	市民経済部市民活動支援課男女共同参画係	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	0829-20-0001	0829-32-1059	
安芸高田市	市民部人権推進課人権推進係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-1126	0826-42-2210	
江田島市	市民生活部人権推進課人権推進係	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2211	0823-45-2265	
安芸郡	府中町	民生部人権推進課	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	082-286-3165	082-286-3298
	海田町	福祉保健部福祉課女性児童係	736-8601	" 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-7927
	熊野町	教育委員会教育部生涯学習課文化係	731-4292	" 熊野町3815-1	082-820-5621	082-855-1110
	坂町	民生課民生係	731-4393	" 坂町平成ヶ浜1丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
佐伯郡	大野町	民生部町民福祉課児童福祉係	739-0492	佐伯郡大野町大国1丁目1-1	0829-55-2000	0829-55-1307
	湯来町	福祉保健課福祉係	738-0601	" 湯来町大字和田75-4	0829-83-0111	0829-83-1129
	宮島町	住民課福祉係	739-0595	" 宮島町412	0829-44-2001	0829-44-2196
山県郡	安芸太田町	住民課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2116	0826-28-1622
	北広島町	町民課人権対策係	731-1595	" 北広島町有田1234	0826-72-2111	0826-72-5242
豊田郡	瀬戸田町	教育委員会生涯学習課生涯学習係	722-2411	豊田郡瀬戸田町大字瀬戸田535-1	0845-27-1877	0845-27-2973
	大崎上島町	住民課人権対策係	725-0231	" 大崎上島町東野6625-1	08466-5-3111	08466-5-3198
世羅	世羅町	企画情報課自治振興係	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-2768
深安	神辺町	民生部福祉保健課社会福祉係	720-2195	深安郡神辺町大字川北895-1	084-962-5020	084-963-9009
神石	神石高原町	企画課企画調整係	720-1522	神石郡神石高原町小畠2025	08478-9-3332	08478-5-4201

# 資 料 編



# 1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条 第6条)

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条 第13条)

### 第3章 広島県男女共同参画審議会(第14条・第15条)

### 附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊

重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

### 第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 広島県男女共同参画審議会規則

平成14年3月18日

広島県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例(平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。)第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部管理総室男女共同参画推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

### 3 広島県男女共同参画審議会委員

名 前	所 属 ・ 役 職
青 山 裕	弁護士
天 部 テ ル ミ	広島県の女性の地位向上と社会参画をすすめる会 運営委員長
有 重 嘉 代 子	前 広島県生活研究グループ連絡協議会 会長
安 藤 周 治	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 代表理事
恵 島 美 奈 江	連合広島 女性委員会副委員長
岡 馬 重 充	(株)中国新聞社 論説委員
会 長 川 瀬 啓 子	安田女子大学 教授
神 田 眞 樹	マツダ(株) 執行役員人事本部長
辻 一 明	呉市 市民部長
十 倉 純 子	(株)フュージョン 代表取締役
会長代行 野 原 建 一	広島県立大学 教授
藤 森 弘 子	広島文化短期大学 教授
前 田 幸 子	広島県地域女性団体連絡協議会 理事
増 元 正 信	安芸高田市 助役
三 好 久 美 子	ひろしま女性大学修了生

平成17(2005)年6月1日現在, 50音順

## 4 広島県男女共同参画基本計画（施策の体系）



### 環境づくり

#### 1 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備
  - ・労働基準法，男女雇用機会均等法等の周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くための職場環境の整備
  - ・女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施などの推進に向けた啓発
  - ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進
- (2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備
  - ・育児・介護休業法等の周知徹底及び職業生活と家庭生活の両立を支援する制度の導入・活用の促進
  - ・職業生活と家庭生活の両立や地域活動への参画に向けた労働時間の短縮等の取組を推進するための啓発
  - ・男女が子育てや介護をしながら安心して働き続けるための多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の充実
- (3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備
  - ・パートタイム労働者・派遣労働者の適正な処遇，労働条件の確保に向けたパートタイム労働法，労働者派遣法等の普及
  - ・多様なライフスタイルに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
  - ・育児や介護を理由とした退職者の再就職ニーズに沿った能力開発の支援
  - ・働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働情報の集約・提供
- (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進
  - ・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発
  - ・農林水産業における男女の役割の適正な評価や互いに協力して経営に参画するための環境の整備
  - ・地域間・異業種間の交流支援及び男女の幅広い社会参画の促進
- (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備
  - ・女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
  - ・技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
  - ・経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の整備

#### 2 地域社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
  - ・様々な分野での政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
  - ・県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
  - ・市町村の行政委員会・審議会等委員など，政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発
  - ・政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実
- (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進
  - ・男女の地域活動への参画機会の拡大に向けたボランティア，NPO等が活動しやすい環境の整備
  - ・男女の地域活動への参画を促進するための積極的な情報提供

#### 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実等
  - ・男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的な施策の推進
  - ・施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
  - ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施
- (2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化
  - ・県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての機能の充実及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業展開
  - ・男女共同参画推進に関する情報の集約及び県民等からの要望に適切に対応するための体制整備
- (3) 市町村等との連携強化・取組支援
  - ・男女共同参画社会づくりに向けた情報提供や啓発などの市町村との連携強化及び男女共同参画の推進に向けた取組に対する積極的な支援
  - ・男女共同参画社会の実現に向けて，様々な分野で自主的な活動を展開するNGO，NPO等の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公的サービスの提供



## 人づくり

### 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革
  - ・ 社会における制度・慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするための啓発
  - ・ 幼児期から高齢期に至るまでの様々なステージに応じた男女共同参画に向けた意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
  - ・ 男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解し、得た知識を活用するための広報・啓発
  - ・ 多様な機会や媒体を通じ、男女共同参画に対する理解を深めるための広報・啓発
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進
  - ・ 男女の人権に対する配慮を欠く取扱いの防止などのメディアの自主的な取組に向けた啓発
  - ・ メディアからもたらされる情報を主体的に読み解いていく能力の必要性についての啓発
  - ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

### 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) 男女共同参画に関する教育の充実
  - ・ 男女共同参画の理念を正しく理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための幼児期からの年齢に応じた教育の充実
- (2) 生涯を通じた学習機会の提供
  - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
  - ・ 男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような研修機会の提供
  - ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) 研修の充実・支援
  - ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
  - ・ 市町村職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修機会の提供
  - ・ 男女共同参画の意識を醸成するための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

### 3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実
  - ・ 男女が共に責任をもつ家庭を築くための多様な機会を通じた広報
  - ・ 家族の構成員が互いに尊重し協力し合って、家事・育児・介護など家族の一員としての責任を果たすための啓発
- (2) 家庭教育・子育て支援の充実
  - ・ 家庭教育の重要性を再評価し豊かな心を育む教育を推進するための情報提供の充実
  - ・ 男女共同参画の視点に立った子育てや家庭教育に関する学習・相談機会の充実
  - ・ 地域社会全体で行う子育て家庭の支援及び子育て相談に携わる人材の育成やネットワークづくりなどの子育て支援体制の充実

## 安心づくり

### 1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
  - ・ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージに応じた健康づくり対策の実施
  - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
  - ・ 社会問題化しているエイズ、性感染症、薬物乱用などの対策の推進
  - ・ 母性保護の視点からの性と生殖に関する健康の重要性を認識できる教育・啓発
  - ・ 周産期医療及び母子保健医療の充実
- (2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援
  - ・ 高齢者等が豊かに暮らすための社会参画に向けた機会の提供及び高齢者等の主体的な社会参画を促進するための啓発
  - ・ 高齢者等が安心して暮らすための自立・介護に向けた社会的支援などの環境整備

### 2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進
  - ・ DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
  - ・ 相談・自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
  - ・ 被害者等が安心して相談することができる専門相談員の育成
  - ・ 一時保護施設の拡充など保護体制の充実
  - ・ 民間が実施する相談事業等に対する取組支援
  - ・ 加害者の更生のための教育支援
- (2) セクシュアル・ハラスメント等男女間における暴力を防止するための取組の推進
  - ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
  - ・ ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
  - ・ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
  - ・ 相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
  - ・ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
  - ・ 暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

### 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

- (1) 国際交流・国際協力の促進
  - ・ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を促進するための環境整備
- (2) 情報の収集及び提供
  - ・ 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

## 5 広島県男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1 女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

### (組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

第4 推進本部の円滑な推進に資するため、推進本部に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

### (会議)

第5 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (ワーキング・グループ)

第6 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

### (事務局)

第7 推進本部に関する事務は、環境生活部管理総室男女共同参画推進室において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

2 広島県女性行政推進協議会設置要綱（昭和52年5月27日制定）は、廃止する。

### 附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 広島県男女共同参画推進本部の構成員

推 進 本 部		幹 事 会	
本部長	知 事	幹事長	環境生活部管理総室長
副本部長	副 知 事	副幹事長	男女共同参画推進室長
本部員	出 納 長 総務企画部長 総務企画部政策企画局長 地域振興部長 環境生活部長 環境生活部環境局長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 土木建築部空港港湾局長 土木建築部都市局長 企 業 局 長 教 育 長 警 察 本 部 長 人事委員会事務局長	幹 事	出納長室出納総務室長 総務企画部管理総室総務室長 総務企画部政策企画局企画監 地域振興部管理総室地域振興総務室長 環境生活部管理総室環境生活総務室長  福祉保健部管理総室企画管理室長 商工労働部管理総室商工労働総務室長 農林水産部管理総室企画調整室長 土木建築部管理総室土木建築総務室長  企 業 局 企 業 総 務 室 長 教育委員会総務課教育政策室長 警 察 本 部 総 務 課 長 人事委員会事務局総務審査室長

## 6 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

### (1) 相談機関等

#### 男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県 男女共同参画推進室	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (相談専用)

#### 男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島子ども家庭センター	女性に関する様々な問題、配偶者からの暴力に関する相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
福山子ども家庭センター		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	082-951-2372 (女性・DV相談専用)
備北子ども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181 内2313) (女性・DV相談専用)
広島労働局 雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談等	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談 110番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42 (1階 県民係)	082-228-9110 プッシュ電話では、#9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署

#### 雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>  
 携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県雇用労働情報コーナー	雇用労働相談全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52 雇用労働総室内	082-225-1561 082-225-1562 0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
		〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1 福山地域事務所内	084-921-1411 084-921-1412 (福山)
		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 備北地域事務所内	0824-63-5243 (三次)
	キャリア・コンサルティング	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島内	0120-570-207(フリーダイヤル) (月曜日～土曜日)
21世紀職業財団広島事務所	女性の雇用管理改善についての相談及び啓発ビデオ等の貸出・販売	〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18	082-224-2001
	育児・介護等に関する各種サービスの情報提供	広島日生みどりビル5階	082-224-2020

## 学習に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「ひろしま女性大学」及び 「ひろしま女性いきいき講 座」の開講, 学習会の企画立 案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連し た様々な学習機会, 企画・運 営, 講師・指導者紹介等	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	082-262-9129

## (2) 県の男女共同参画担当部署

区分	室課名	所在地	電話番号	F A X
本庁	環境生活部管理総室 男女共同参画推進室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746	082-227-2549
地 域 事 務 所	広島 厚生環境局福祉課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
	呉 厚生環境局福祉課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400	0823-24-5994
	芸北 厚生環境局福祉課	〒731-0221 広島市安佐北区可部四丁目12-1	082-814-3181	082-815-2686
	東広島 厚生環境局福祉課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	082-422-4161
	尾三 厚生環境局福祉課	〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1	0848-64-2322	0848-64-3666
	福山 厚生環境局福祉課	〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311	084-928-7882
	備北 厚生環境局福祉課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-5190

## 7 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要

### (1) 設置目的

広島県女性総合センター「エソール広島」は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元（1989）年に設置されたものです。

「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

### (2) 管理運営

財団法人広島県女性会議

### (3) 財団法人広島県女性会議の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流」の4部門を柱とする事業を行っています。

### ア 情報

#### エソール広島情報センターの運営

女性問題を解決し、男女共同参画社会の実現に資することを目的として、図書、行政資料、雑誌などの印刷情報、ビデオ等映像情報並びに広島県の女性団体・人材に関する情報を収集・分類し提供しています。

#### ホームページの運営

平成12（2000）年4月からはホームページを開設し、エソール広島の施設や事業の紹介を始め、関連する情報の提供を行っています。

#### 情報紙「エソール」の発行

男女共同参画を推進するため、「エソール広島」の講座等の紹介や特集記事、関係機関の行事案内などを掲載した情報紙を年3回発行し、広く啓発を行っています。

### イ 研修

#### ひろしま女性大学の開講

男女共同参画社会を担う人材の養成を目的として、学習活動を通してそれぞれの新しい生き方を追求するとともに社会参画能力を修得し、あらゆる生活領域において自立していくことができるよう、「人材養成課程」、「通信課程」を開講しています。

#### ひろしま女性いきいき講座の開講

地域における男女共同参画推進の主要な担い手となる人材の養成を目的として、事業の企画・運営など実践活動に必要な知識や技能を修得するための講座を開講しています。

#### 男女共同参画・地域入門講座の開講

男女共同参画について身近にだれでも学習できる機会を提供するため、県内3か所で普及啓発講座を開講しています。

## ウ 相談

### エッソール広島相談事業の実施

家庭や地域、職場などのあらゆる悩みや問題について、相談者自らが解決の方法を見出すことができるよう相談員がサポートする電話相談や面接相談を実施しています。

### 在宅ワーク支援センターの運営

育児や介護のため外で働くことができない人のために在宅ワーク（内職）に関する相談・あっせんを行うほか、情報提供や技術指導も実施しています。

## エ 交流

### 活動交流支援センターの運営

男女共同参画社会づくりの拠点施設として、各種機関・団体に活動や交流の場を提供し、事業活動を支援しています。

### 国際交流・国際理解事業

外国の方をゲストに招き、女性問題や男女共同参画をテーマとした情報・意見交換を通じて交流を深めることにより、国際交流・国際理解を推進しています。

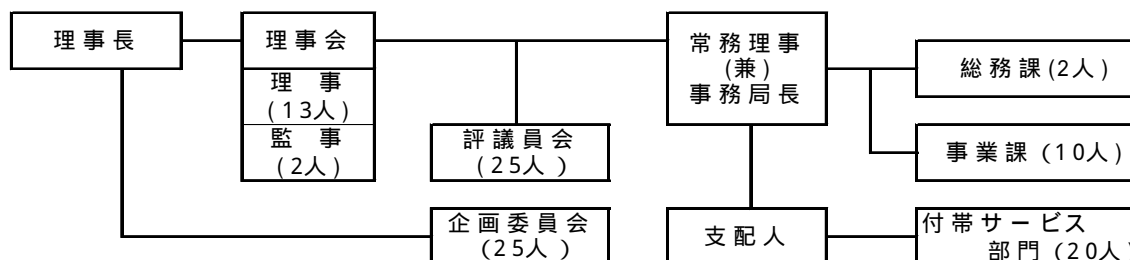
## オ 男女共同参画推進21世紀基金事業

女性と男性が共にいきいきと暮らすことができる社会づくりをめざして、調査・研究、講習・研修会の実施、団体活動支援、各種イベント等を行っています。

## カ 付帯サービス事業

宿泊、飲食（レストラン、宴会）、貸会議室、貸駐車場を付帯サービス事業として実施しています。

### （４）財団法人広島県女性会議の組織等



### 財団法人広島県女性会議

〒730-0043 広島市中区富士見町11番6号

TEL (082) 242-5262

FAX (082) 240-5441

URL <http://www.essor.or.jp>

E-mail [essor@essor.or.jp](mailto:essor@essor.or.jp)



## 8 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界（国際連合）	日本	広島県	
昭和50年 (1975)	6月 ・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） 7月 ・「世界行動計画」採択	9月 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」、 「婦人問題担当室」設置		
昭和52年 (1977)		1月 ・「国内行動計画」策定	4月 ・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月 ・「婦人問題行政連絡協議会」設置	
昭和54年 (1979)	国連婦人の十年 12月 ・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		4月 ・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月 ・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和55年 (1980)		7月 ・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月 ・「女子差別撤廃条約」署名	4月 ・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)		9月 ・「女子差別撤廃条約」発効	5月 ・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)				3月 ・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	1985 7月 ・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月 ・「国籍法」改正 6月 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986)		4月 ・「男女雇用機会均等法」施行	3月 ・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月 ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置	
昭和62年 (1987)		5月 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988)			2月 ・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立	
平成元年 (1989)			4月 ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館	
平成2年 (1990)	5月 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3年 (1991)		5月 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月 ・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月 ・「広島県女性対策推進懇話会」設置	
平成4年 (1992)		4月 ・「育児休業法」施行	3月 ・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月 ・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定	
平成5年 (1993)		6月 ・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)		

	世界（国際連合）	日本	広島県
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正，「育児・介護休業法」公布	
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布，施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」，「成果文書」採択	12月「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により，内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布（10月施行） 11月・「育児・介護休業法」の改正，一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等）	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布，施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画（改定）に盛り込むべき事項」諮問

平成 1 7 (2005)年版  
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成 1 7 ( 2005 ) 年 7 月 発行

編集・発行 広島県環境生活部管理総室男女共同参画推進室

〒730-8511 ( 住所省略可 )

広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2746 ( タ イ ヲ イ )